

令和5年度

山形地方労働審議会

第1回

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会

令和6年2月16日（金）

山形労働局大会議室

出席状況報告

山形労働局労働基準部長あいさつ

〔議 事〕

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 山形地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程について
- (3) 山形県男子・婦人既製服製造業家内労働実態調査結果について
- (4) 最低工賃の改正決定について
- (5) その他

山 形 労 働 局

令和5年度 山形地方労働審議会
第1回 山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会

〔開 会〕

○事務局：高橋賃金室長

ただ今から、令和5年度第1回山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会を開催いたします。お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は専門部会を設置してはじめての会議でありますので、部会長が選出されるまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。私は賃金室長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〔出席状況報告〕

当専門部会の会議開催に必要な委員の定足数は、地方審議会令第8条第1項により委員の3分の2以上、又は公労委の委員各3分の1以上の出席が必要と定められております。本日は全員のご出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、本会議は公開での開催でございます。

それでは、開会に当たりまして、山形労働局労働基準部長の富田よりご挨拶を申し上げます。

〔山形労働局労働基準部長あいさつ〕

○富田労働基準部長

労働基準部長の富田でございます。本日は、大変お忙しいところ、朝早くから本専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。日頃より労働行政の推進に深いご理解を賜りまして、この場をお借りして厚く感謝を申し上げます。

さて、現在の家内労働の状況でございますが、山形県の家内労働者数は全体的には減少傾向にあります。令和5年10月現在で約1600名程度でございます。そのうち約9割が女性でございます。様々な事情により外で働けない方にとっては、工賃収入を生計維持の補助としており、その重要性は決して低くない状況でございます。

家内労働者に係る最低工賃につきましては、原則として3年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこととしております。山形県の場合、今年度が見直しの年に当たっており、昨年11月から12月にかけて家内労働実態調査を行いまして、この度、調査結果を取りまとめたところでございます。後ほど詳しくご説明させていただきます。

山形県におきましては、男子・婦人既製服製造業の一件のみ最低工賃を設定しておりまして、直近の改正が平成30年となっております。3年前の見直しの際は、賃金の上昇率等を勘案して改正諮問を見送っておりますので、最低工賃は6年間据え置かれたということになっております。

この度の調査結果や他都道府県の最低工賃額、近年の最低賃金の上昇率等を総合的に勘案しまして最低工賃の改正が必要だろうと考えまして、山形労働局長から最低工賃の改正決定について諮問を行い、専門部会での審議をお願いしたところでございます。本日はよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

〔議 事〕

○事務局：高橋賃金室長

（最低工賃改正決定の流れ）

それでは、まず、議事に先立ちまして、このたびの最低工賃の改正決定の流れについて簡単にご説明いたします。机上配付の資料をご覧くださいと思います。1月11日に労働局長から諮問がなされたので、これを受けて、家内労働法第21条第1項の規定に基づきまして最低工賃専門部会を設置いたしました。専門部会の委員といたしまして、家内労働部会委員として指名されている皆様方をそのまま最低工賃専門部会委員として審議会会長から指名がなされたものでございます。本日の審議が円滑に進み結審いたしますと、部会報告、答申までを行うこととなります。どうぞよろしく願いいたします。

（委員の紹介）

それではここで委員の皆様をご紹介いたします。配付資料の1ページ、資料I-1の名簿をご覧くださいと思います。はじめに公益委員でございます。澤邊委員です。砂田委員です。本間委員です。次に家内労働者側委員でございます。出利葉委員です。紺野委員です。納富委員です。次に委託者側委員でございます。岩田委員です。武田委員です。丹委員です。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

（部会長及び部会長代理の選出について）

それでは、議事（1）部会長及び部会長代理を選出したいと思っております。部会長については、地方労働審議会令第6条第4項の規定によりまして、公益委員のうちから選挙することとされております。また、部会長代理については、同じく第6項の規定によりまして、公益委員のうちから部会長があらかじめ指名することとされております。事務局の案を申し上げます。部会長には砂田委員、部会長代理には本間委員をご提案申し上げます。委員の皆様、いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、部会長は砂田委員をお願いいたします。部会長代理は本間委員をお願いいたします。それでは、これ以降の進行については砂田部会長をお願いいたします。

○砂田部会長

ただ今、部会長に選出されました砂田でございます。よろしく願いします。山形労働局長より最低工賃の改正諮問がございました。これが6年ぶりの改正諮問と聞いております。この間、山形県最低賃金は大幅に引上げになっておりますし、縫製業を取り巻く環境も変化してきているものと思います。委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜り、充実した審議を行ってまいりたいと考えております。皆様のご協力をお願いいたします。議事を進める前に、会議の公開・非公開について確認しておきたいと思っておりますので、事務局から説明してください。

○事務局：高橋賃金室長

資料の5ページ、資料I-3をご覧くださいと思います。山形地方労働審議会運営規程でございます。第5条で会議の公開・非公開について規定しております。第5条、会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長とありますが、第7条の規定で部会長と読み替えます。部会長は、会議を非公開とすることができる、となっております。次に第6条で議事録、会議資料の公開・非公開につ

いて規定しております。第6条、審議会の議事については、議事録を作成する。議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、こちらを読み替えまして部会長は議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開する、となっております。以上でございます。

○砂田部会長

ありがとうございます。ただ今、説明がありましたように、本専門部会は原則として公開することとなっております。今は傍聴・取材記者の方がおりませんが公開の状態であります。議事録を作成し、後日公開することになります。本専門部会は、議事（4）で最低工賃の改正決定について審議をする予定になっております。その部分については、運営規程第5条の「公開することによって支障がある場合」に該当すると思っております。ですから、非公開にしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）それではそのような取扱いにいたします。関連して、会議資料も原則公開ですが、具体的な金額審議の過程のものに限定されると思っておりますが、資料の一部について非公開とするかどうかについての判断は部会長にご一任いただけますでしょうか。委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声。）それではそのような取扱いにいたします。次に、議決について確認しておきたいと思っておりますので、事務局から説明してください。

○事務局：高橋賃金室長

資料の6ページをご覧くださいと思います。第10条で議決について規定しております。第10条、部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする、となっております。砂田部会長は本審議会の委員でございますので、本専門部会の議決をもって山形地方労働審議会の議決になる、ということでございます。

○砂田部会長

ありがとうございました。ただ今、説明がありましたように、本専門部会の議決をもって山形地方労働審議会の議決となりますので、本専門部会で結審すれば、澤邊会長もいらっしゃいますし、労働局長に対する答申までを行うことになります。

（山形地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程について）

○砂田部会長

それでは、議事（2）山形地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程について確認しますので、事務局から説明してください。

○事務局：高橋賃金室長

資料の7ページ、資料I-4をご覧くださいと思います。山形地方労働審議会山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会運営規程でございます。第1条は、厚生労働省組織令、地方労働審議会令、

山形地方労働審議会運営規程に定めるほかはこの規程で定める。第2条は、委員の人数は各側3人とする。第3条は、部会長は、議決を行ったときは、審議会会長に報告しなければならない、ということでございます。以上、今年度の審議に当たりまして、現行の規程のまま運用してまいりたいと考えております。

○砂田部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、何か質問・意見等はございますか。特にないようですので、現行どおりとします。

(山形県男子・婦人既製服製造業家内労働実態調査結果について)

○砂田部会長

次に、議事(3)山形県男子・婦人既製服製造業家内労働実態調査結果について、事務局から説明してください。

○事務局：那須地方賃金指導官

統計資料等について説明いたします。資料Ⅲ-1、9ページをご覧ください。委託者・家内労働者の推移で、毎年実施している家内労働概況調査の結果から作成した資料になります。各労働局に提出された家内労働委託状況届等を基に集計したものです。9ページは、山形と全国との対比で、平成24年以降の状況を記載しています。グラフについてですが、左側が全国の数字軸、右側が山形の数字軸としております。全国的には、委託者数・家内労働者数とも総体として減少しており、家内労働者数については令和3年に10万人を下回る数字となっています。山形においても、平成30年に委託者数・家内労働者共に増加したものの、翌年から減少、令和4年に微増となっていますが、今年は令和3年を下回る数字となっています。次のページは家内労働者数の男女別推移で、先ほどの家内労働者数について男女別の数値を現した資料です。全国も山形も男性は12%未満であり、家内労働者の大部分が女性となっています。

資料Ⅲ-2、11ページからは山形県の家内労働の概況となります。これは今年度提出のあった家内労働委託状況届を基に取りまとめたものになります。委託者数は、令和5年10月1日現在、151事業場で、業種別では繊維工業が59事業場で最も多く、次に電気機械器具製造業31事業場、電子部品・デバイス製造業17事業場となっております。これら3業種で全体の70.9%を占めています。家内労働者数ですが、令和5年10月1日現在1,597人で、うち女性が1,408人と全体の88.2%を占めています。類型別では、内職的家内労働者が99.9%で、専従が0.1%、副業は0%となっています。業種別では、繊維工業が28.8%と最も多く、次に電気機械器具製造業が24.4%、電子部品・デバイス製造業が14.2%となっており、これら3業種で全体の67.4%を占めています。令和4年度の東北各県の状況は(3)の表のとおりでありまして、委託者数は東北で1番目に多く、家内労働者数は東北で2番目に多くなっています。

続きまして、資料Ⅲ-3、13ページからとなりますが、山形県の最低工賃決定状況になります。男子・婦人既製服製造業最低工賃は昭和61年1月23日に新設され、その後改正を重ね、平成21年5月3日発効の改正時に工程の見直しが行われ、それまでの31工程を廃止し30工程を新設、その他は据え置かれたもので、直近の改正は平成30年4月6日発効となります。各工程の具体的な引上げ状況等については、14ページ以降の最低工賃の推移において、各年どのような改定がなされたのかを現した表になりますの

をご覧ください。黄色に染められているのが廃止となった工程、ピンク色に染められているのが新設された工程、青色に染められているのが据え置かれている工程となります。平成21年5月3日改正の平均引上げ率がマイナス表示されておりますけども、先ほど申し上げたとおり工程の見直し等によるものであって、それまでの工賃を引下げたものではありません。

続きまして、資料Ⅲ-5、18 ページ以降になります。今年度行った家内労働実態調査の調査結果となります。委託状況届を基に25事業場を対象に調査を行ったもので、全ての事業場から回答がありました。そのうち男子・婦人既製服製造業以外、具体的には呉服、ハチマキ等その他が3事業場あり、工賃関係の集計可能調査票は22件、家内労働者数179名となっています。調査事項のうち主なものは、事業場に関する事項、家内労働者に関する事項、委託する仕事量の変動に関する事項、工賃等に関する事項、となっており、工賃に関する事項以外については25事業場全てについて集計しています。21ページをご覧ください。第1表は表については委託者に関する事項のため割愛させていただきます。第2表、こちらは家内労働者の人数になりますが今回回答があった193人全員が女性となっております。第3表は年齢別・経験年数別の家内労働者数になります。60歳以上が147人で76.2%、経験年数10年以上が117人で60.6%となっており、60歳以上で経験年数10年以上は98人で50.8%と高齢の方が長く続けていただいていることがわかります。第4表は地域別家内労働者数となります。第5表は品目別従事家内労働者数及び委託者数で、ほとんどが婦人服という回答となっております。次のページ、第6表になりますが、こちらは昨年同期と比較した家内労働者の増減状況になります。変わらないが17件と最多で、減少した7件のうち家内労働者の確保が困難なためとの回答が4件、工場生産への切替え・製品の需要減・家内労働者の仕事量が安定しない・その他がそれぞれ2件となっています。第7表の工賃の決定要素状況についてですが、法で決められている最低工賃を参考とするが最多で、次に受注（製造）単価を計算して、の順となっています。第9表が1か月当たりの工賃額になります。1万円未満が最多の35人で、10万円以上となっている家内労働者は1名となっています。25ページ以降の第10表、11表、12表こちらは、それぞれの工程をいくらか設定しているかということで工賃額をまとめた表となっております。黄色く色付けされている箇所ですが、第10表と第12表は現在設定されている最低工賃を下回る金額となっているもの、第11表は前回調査の令和2年時と比べて下回る金額となったものです。35ページをご覧いただきたいと思っております。第12表は設定最低工賃と今回調査の平均工賃の工賃比を現した結果となります。設定最低工賃を下回った2工程を除くと103.4%から166.5%となっており、比較のできる63工程のうち55工程が110%以上となっています。39ページですが、最近の景況等についてということで回答いただいた内容を掲載しております。従業員の高齢化や社員の希望者が減少し人材不足であるという意見。コロナ等による落ち込みから少しずつ戻ってきているが、物価高騰等により厳しい状況が続いている。最低賃金に合わせて社員の人件費を上げるが精一杯。縫製工賃があまり上がらないので苦しくなっている、との意見がありました。40ページ以降は家内労働者に係る実態調査結果表になります。先ほどの委託事業者25社に対して、委託している家内労働者2名を選定して家内労働調査票を配付してもらい、労働局に直接返信してもらう形で調査を行ったものです。50名中40名の提出があり、うち3名が男子・婦人既製服以外の作業に従事する家内労働者でしたが、就労状況等を質問している内容であったため全数を集計したものです。回答のあった40名全員が女性で、75歳以上が25名、10年以上の方が19名となっています。世帯主との関係では、世帯主本人が7名、世帯主の配偶者が22名、世帯主の親や子が11名となっています。世帯主本人の7名は年金受給者で家計の補助として家内労働をしているとの回答で、配偶者と回答した22名の内

15人が世帯主は無職で年金受給者との回答となっています。43ページの間5ですが、1か月の就業日数は20日以上25日未満が17名と最多で、1日当たりの就業時間は4時間未満の13名、4時間以上5時間未満の9名の順で多くなっています。問7、1か月当たりの工賃額は25000円以上35000円未満が16人と最多で、75000円以上は1名でした。少し飛びまして問15、働いている理由として複数回答可の回答になりますが、自分の自由になるお金を得るため、余暇時間を活用するため、家計の補助のため、の順で多くなっています。問16、家内労働を選んだ理由としては、都合のいい時期、時間に働けるからが最多で次に技術や趣味を生かした仕事をしたいから、となっています。問18、家内労働をする上で困っていることは、工賃が安い、仕事があつたり・なかつたりする、という回答がありました。実態調査に関する説明は以上になります。

続いて、資料Ⅲ－7、47ページ賃金改定状況調査結果及び山形県最低賃金の推移となります。賃金改定状況調査は中央最低賃金審議会が地域別最低賃金改定の目安審議の際に参考としている調査で、第4表①の表を付けておりますが、第4表とは常用労働者30人未満の企業に属している民営事業場に対して、前年6月と当年6月の労働者の賃金等を調査することで、時間当たり所定内賃金の賃金上昇率を把握するものです。対前年度の賃金上昇率がマイナスとなっている年もありますが、これは毎年対象となる事業場が異なるため、賃下げが行われたというものではありません。二つ目の※にも書いておりますが、令和5年度より適用される目安のランクが変更となりました。令和4年度まではAからDの4区分だったものが令和5年度からはAからCの3区分に変更されています。そのため、令和4年度の数値まではDランクのもの、令和5年度はCランクのものを掲載しております。黄色に染めています平成21年度は先ほど説明しました設定工賃の工程を見直した年度、平成29年度は前回最低工賃を改定した年度、令和2年度は前回工賃改定を見送った年度になります。賃金の上昇率を計算すると前回は平成29年度からの比較となるかと思いますが、平成29年度から令和5年度までの比較で全産業のCランクでは0.25%の上昇、製造業Cランクでは7.24%の上昇となっています。参考までに最低賃金の推移も載せておりますが、平成29年度から令和5年度までですと21.79%の上昇となっております。

その他として資料Ⅳ－1以降現行のリーフレット、作業工程解説図、全国の男子・婦人既製服製造業最低工賃対比表を付けております。

全国の工賃対比表を見ていただきますと工程が全く同じものについて金額を掲載しております。※印になっている工程は、同様の工程はあるものの規格が異なっているものです。薄いグリーンで色付けされている県は山形と同じCランクの県となっています。また、数字が赤字としているものは山形県が設定している最低工賃より低い金額のものを現しております。大変小さくて申し訳ありませんが、県名の上に当該工賃の発効年月日を記載しております。表の右側には、全国の平均、山形を除いた全国平均、東北の平均、Cランクの平均を掲載しております。以上で資料の説明を終わります。

○砂田部会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、何か質問等ございますか。

○公益：本間委員

工賃は1枚当たりいくらというような設定をしていますが、最低賃金の場合1時間当たりという決め方をしていて、1枚当たりいくらというのは1時間当たりにするといくらになると推算することのでき

る資料があれば知りたいのですがいかがですか。

○事務局：那須地方賃金指導官

1枚当たりという項目もございますが、ボタン付けでは1個でいくらという設定になっていまして、例えばジャケットであればボタンが複数ありまして、委託者の方にジャケット1枚につきボタンが何個あってそれを何時間で何枚していますかという調査は行っていないので、申し訳ございませんが、時間単価に換算できる資料の準備はございません。

○家内労働者側：納富委員

今の件ですが、会社では賃金額が決まっていますの中で作業をしてもらうことになるんですけど、資料を見ますと高齢の方が自由な時間で作業するということですので個人の能力によって何枚できるか何個付けられるかというのがあると思うので、時間単価に換算するのは中々難しいのかなと思います。

○砂田部会長

ありがとうございます。他にいかかでしょう。

○家内労働者側：出利葉委員

調査について、家内労働者の母数と結果が大体10分の1位かなと思っています。東京で工賃の委員をやった時も回答数がかなり低いので実数、実態を見ると年齢もそうですけど結果としてはしょうがないかなと。集約の方式について、送って返答があったのが100いくつだったのか、委託者側から家内労働者側の方にお願いをしてやってもらったのか、事務局の皆さんが直接お話を聞いてもらったのか、その点を教えてください。

○事務局：那須地方賃金指導官

全て通信調査で行っておりまして、委託者の方に調査票を一旦お渡しして、家内労働者2名を選んで調査票を渡していただきました。家内労働者全数へお願いをしているものではありません。

○家内労働者側：出利葉委員

委託者に選んでもらうというのは、極端な話し、委託者として都合のいい人に渡すということもあるかと思います。本当に家内労働者の意見が反映されるかというところ今の答えを聞いて甚だ疑問です。

○事務局：那須地方賃金指導官

調査項目としてはアンケートのようなものもあるので全数には送っておりません。

○家内労働者側：出利葉委員

数字を出すのであれば回答した人の回答は全部受け入れて、回答されない人もいると思うんですけど、選んだらだめだと思います。個人の悩みをアンケート調査するのであれば、都合のいい数字しか出てこない可能性があるのでは、我々労働組合でもアンケート調査するときには、集約を5%目標にすれば統計

学上の色々な数字が出てくると思うんですけど、今のお話を聞いて、確かに困っているというのはわかるんですけど、実数で把握するにはこの数字は信用性がないのではないかと。全員に出して返ってきた人ということであれば理解できるんですけど、選んで結果的に100%なのか、全員に送って1割しか返ってこなかったのか、数字の信憑性、本人たちがどう思っているのかという信憑性はかなり低いと思います。

○砂田部会長

全員に配ったものではないから標本にバイアスがかかっている可能性は確かにあります。ご高齢の方も多いというのもあって全部書いて返ってくるとは限らない、書くことが苦手だという方もいらっしゃると思います。こうした点を委託者側が適切に勘案してということで善意に解釈して進めてはいかがでしょうか。

○家内労働者側：出利葉委員

どのくらいの信憑性があるのか確認しただけです。

○砂田部会長

他にいかがでしょうか。では、質疑応答はここまでとさせていただきます。

(最低工賃の改正決定について)

○砂田部会長

次に、議事(4)最低工賃の改正決定に入ります。先ほど確認したとおり、ここからは非公開とします。

【非公開（議事要旨）】

専門部会は一旦休会とし、各側に分かれて15分間程度打合わせを行った。再開後、家内労働者側より、山形県最低賃金の上昇率、令和2年度は工賃の改正がなかったこと等を総合的に勘案し、15%引き上げの提示がなされた。委託者側より、山形県最低賃金は2割程度上昇しているため工賃についても一定程度の引き上げは必要である認識は持っていること、資材の高騰等により厳しい状況があることを述べ、10%引き上げの提示がなされた。双方の提示額に隔たりがあることから、再び休会とし各側に分かれて打合わせを行った。再開後、委託者側から12%引き上げの提示がなされ、家内労働者側がこれに歩み寄り、全会一致での結審となった。家内労働者側から、急激な物価上昇があった場合等、来年度も検討できないか提案がなされた。

(休 憩)

○砂田部会長

専門部会を再開いたします。なお、ここからは再び公開といたします。それでは、改正金額を確認しますので、事務局のほうで読み上げてください。

○事務局：高橋賃金室長

確認に先立ちまして、先ほど委員からご指摘ありました急激な物価上昇、状況の変化があった場合の見直しについてですけども、現行の枠組みでは3年に1度の見直しとされておりまして、ご指摘のような状

況になりましたら、厚生労働本省とも相談して適切に対応してまいりたいと考えております。

○事務局：丹野賃金係

それでは工程、改正金額について確認させていただきます。はじめに、男子既製服製造業に係るまとめの業務。背広上衣。上襟付けまつり、41円。肩裏まつり、47円。そで付け裏まつり、155円。そで口裏まつり、77円。ベントまつり、19円。ベント止め、11円。背すそまつり、58円。ボタン付け。根巻きあり、カボタンあり、4つ穴、24円。根巻きあり、カボタンなし、4つ穴、19円。根巻きなし、カボタンなし、4つ穴、12円。糸くず取り、45円。

ズボン。腰裏かんぬき止め、31円。腰裏後端まつり、12円。前立てまつり、12円。天ぐ裏まつり、12円。シックまつり、15円。ボタン付け。根巻きあり、カボタンあり、4つ穴、12円。根巻きあり、カボタンなし、4つ穴、10円。根巻きなし、カボタンなし、4つ穴、10円。糸くず取り、32円。

次に、婦人既製服製造業に係るまとめの業務。ワンピース。スナップ付け、21円。かぎホック付け、22円。ボタン付け。根巻きあり、カボタンあり、2つ穴、13円。根巻きあり、カボタンあり、4つ穴、15円。根巻きあり、カボタンなし、2つ穴、11円。根巻きあり、カボタンなし、4つ穴、12円。根巻きなし、カボタンなし、2つ穴、11円。根巻きなし、カボタンなし、4つ穴、12円。鎖糸ループ付け、13円。プリーツしつけ、9円。肩パット付け、37円。糸くず取り、20円。

ブレザー。見返し端まつり、15円。見返し星入れ、22円。ボタン付け。根巻きあり、カボタンあり、2つ穴、16円。根巻きあり、カボタンあり、4つ穴、17円。根巻きあり、カボタンなし、2つ穴、12円。根巻きあり、カボタンなし、4つ穴、12円。根巻きなし、カボタンなし、2つ穴、12円。根巻きなし、カボタンなし、4つ穴、12円。ベント止め、10円。見返し裏まつり、13円。肩パット付け、38円。糸くず取り、22円。

コート。見返し端まつり、13円。見返し星入れ、21円。スナップ付け、21円。ボタン付け。根巻きあり、カボタンあり、2つ穴、15円。根巻きあり、カボタンあり、4つ穴、17円。根巻きあり、カボタンなし、2つ穴、11円。根巻きあり、カボタンなし、4つ穴、13円。根巻きなし、カボタンなし、2つ穴、11円。根巻きなし、カボタンなし、4つ穴、13円。鎖糸ループ付け、13円。ベント止め、11円。プリーツしつけ、10円。見返し裏まつり、21円。肩パット付け、37円。糸くず取り、26円。

スカート。スナップ付け、21円。かぎホック付け、25円。ボタン付け。根巻きあり、カボタンあり、2つ穴、12円。根巻きあり、カボタンあり、4つ穴、15円。根巻きあり、カボタンなし、2つ穴、10円。根巻きあり、カボタンなし、4つ穴、12円。根巻きなし、カボタンなし、2つ穴、10円。根巻きなし、カボタンなし、4つ穴、12円。鎖糸ループ付け、13円。ベント止め、10円。プリーツしつけ、9円。

スラックス。スナップ付け、21円。かぎホック付け、26円。ボタン付け。根巻きあり、カボタンあり、2つ穴、12円。根巻きあり、カボタンあり、4つ穴、15円。根巻きあり、カボタンなし、2つ穴、10円。根巻きあり、カボタンなし、4つ穴、12円。根巻きなし、カボタンなし、2つ穴、10円。根巻きなし、カボタンなし、4つ穴、12円。鎖糸ループ付け、10円。ベント止め、10円。プリーツしつけ、9円。以上です。

○砂田部会長

委員の皆様、この内容でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）次に、部会報告の内容を確認する

ため、事務局のほうで読み上げてください。

○事務局：高橋賃金室長

標題以下を読み上げます。山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定について。当専門部会は、令和6年2月16日、第1回専門部会を開催し、審議した結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。別紙については先ほどご確認いただいたものが付きます。

○砂田部会長

委員の皆様、この内容でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）それでは、私から澤邊会長に部会報告書をお渡しします。次に、答申文の内容を確認するため、事務局のほうで読み上げてください。

○事務局：高橋賃金室長

標題以下を読み上げます。山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定について答申。本審議会は、令和6年1月11日付け山形労発基第0111第1号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け慎重に審議したところ別紙のとおり結論に達したので答申する。なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は次のとおりである。以下、皆様のお名前が記載してございます。別紙については先ほどご確認いただいたものが付きます。

○砂田部会長

委員の皆様、この内容でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声。）

○事務局：高橋賃金室長

それでは、澤邊会長から山形労働局に答申文をお渡しいただきます。会長は中央にお進みください。

○澤邊会長

最低工賃の改正決定について答申します。

○富田労働基準部長

ありがとうございます。

○事務局：高橋賃金室長

それではここで、山形労働局労働基準部長の富田からご挨拶を申し上げます。

○富田労働基準部長

専門部会の結審に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。当専門部会において、真摯なご審議をいただきまして、全会一致での結論をいただきました。心から感謝を申し上げます。当局といたしましては、答申を尊重し、速やかに所定の手続きを進めてまいります。その後は、あらゆる機会をとらえて周知徹底に努めてまいります。本日は誠にありがとうございました。

(その他)

○砂田部会長

ありがとうございました。今後の事務手続について事務局から説明してください。

○事務局：高橋賃金室長

いただきました答申の内容を直ちに公示いたしまして異議申出の受付を行います。期間は3月4日月曜日までとなります。異議の申出があれば、3月6日に開催が予定されております第2回本審議会において異議の取扱いについて審議いただきます。異議の申出がなかった場合には、直ちに官報公示の手続きを進めます。異議があった場合、なかった場合、いずれにしても5月1日から指定日発効という形にしたいと考えております。

○砂田部会長

ただ今の説明で何かご質問等ございますか。それでは、事務局には今後の手続き等よろしく願います。予定している議事は以上ですが、委員の皆様から何かご発言ありますでしょうか。(発言がないので) これをもちまして、第1回山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会を終了いたします。各委員の皆様には、円滑な審議にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

令和5年度 山形地方労働審議会

第1回

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会

期 日 令和6年2月16日(金)

午前9時30分

場 所 山形労働局 大会議室

会 議 次 第

1 開会

2 山形労働局労働基準部長あいさつ

3 議事

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 山形地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程について

(3) 山形県男子・婦人既製服製造業家内労働実態調査結果について

(4) 最低工賃の改正決定について

(5) その他

5 その他

6 閉会

資料目次

I	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会運営関係	
1	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会委員名簿	1
2	地方労働審議会令	2
3	山形地方労働審議会運営規程	5
4	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会運営規程	7
II	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定について(諮問文写し)	8
III	統計資料等	
1	委託者・家内労働者数の推移(全国対比)	9
2	山形県の家内労働の概況(令和5年)	11
3	山形県の最低工賃決定状況	13
4	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の推移	14
5	山形県男子・婦人既製服製造業実態調査結果表(委託者)	18
6	山形県男子・婦人既製服製造業実態調査結果表(家内労働者)	40
7	賃金改定状況調査結果及び山形県最低賃金の推移	47
IV	その他	
1	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃(現行のリーフレット)	48
2	山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃設定業務の解説図	52
3	全国の男子・婦人既製服製造業最低工賃対比表	54

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会委員名簿

令和6年1月11日現在

区分	氏 名	現 職
公益代表	澤 邊 み さ 子	東北公益文科大学 教授(本審委員)
	砂 田 洋 志	山形大学 教授(本審委員)
	本 間 佳 子	本間法律事務所 弁護士(本審委員)
家内労働者代表	出 利 葉 康 孝	U Aゼンセン山形県支部 支部長(本審委員)
	紺 野 美 穂	連合山形女性委員会 委員長(本審委員)
	納 富 聡	J A M南東北山形県連絡会 会長(本審委員)
委託者代表	岩 田 雅 史	山形商工会議所 専務理事(本審委員)
	武 田 由 美 子	株式会社パオラレディ 取締役(臨時委員)
	丹 哲 人	(一社) 山形県経営者協会 専務理事(本審委員)

◇ 委員の配列は五十音順による。

○地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日)

(政令第三百二十号)

地方労働審議会令をここに公布する。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(平二九政一八五・一部改正)

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平二九政一八五・一部改正)

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(平二九政一八五・一部改正)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二九年七月七日政令第一八五号） 抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

山形地方労働審議会運営規程

- 第1条 山形地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところとする。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、地方労働審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条第に規定する最低賃金専門部会（以下単に

「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月24日から施行する。

山形地方労働審議会 山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会運営規程

第1条 山形地方労働審議会最低工賃専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び山形地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 専門部会長は、専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会長に報告しなければならない。

第4条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成30年2月5日から施行する。



山形労発基 0111 第 1 号
令和 6 年 1 月 1 1 日

山形地方労働審議会
会長 澤邊 みさ子 殿

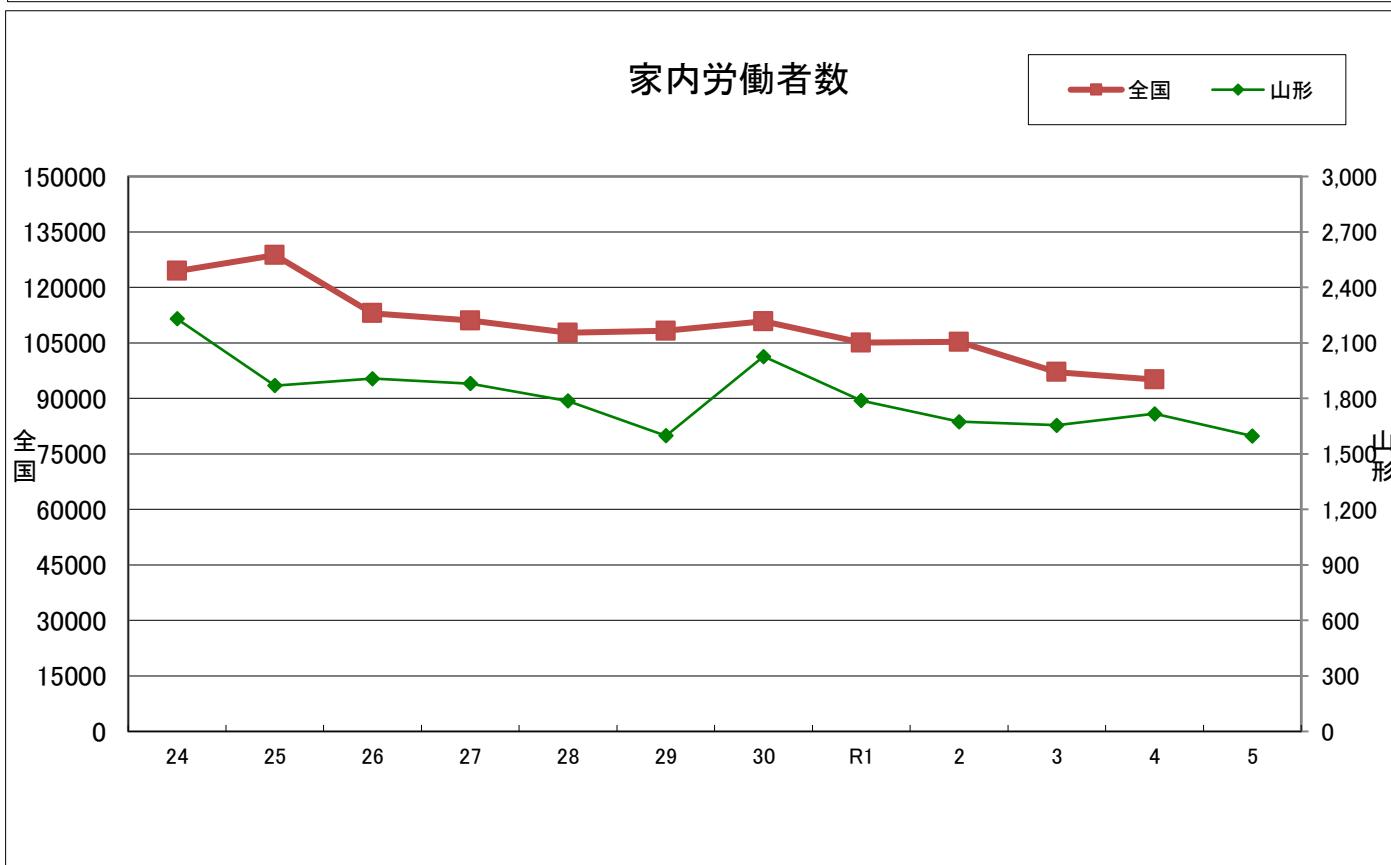
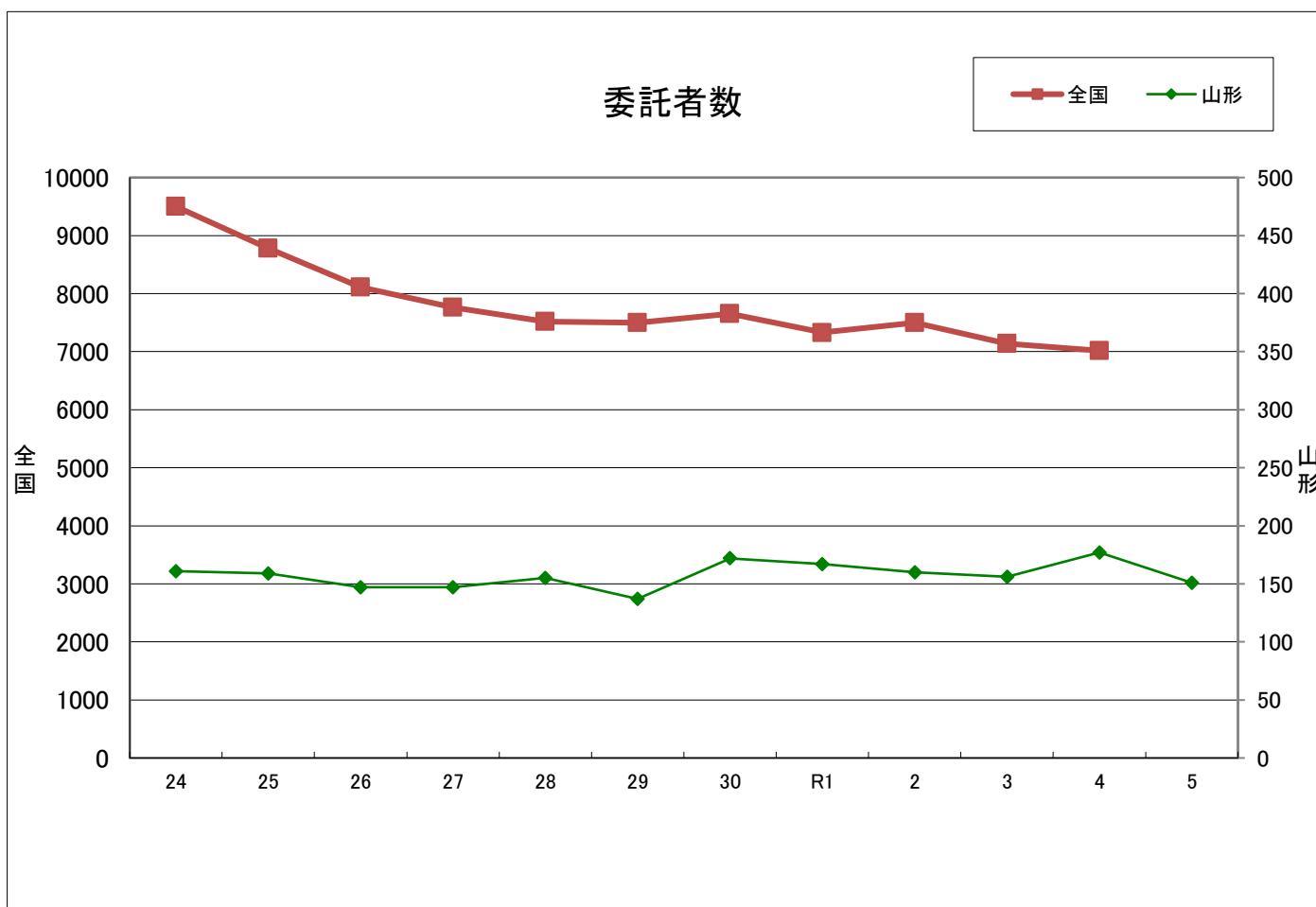
山形労働局長
小 林 学

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定に
ついて（諮問）

家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、
山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃（平成 21 年山形労働局最
低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願い
する。

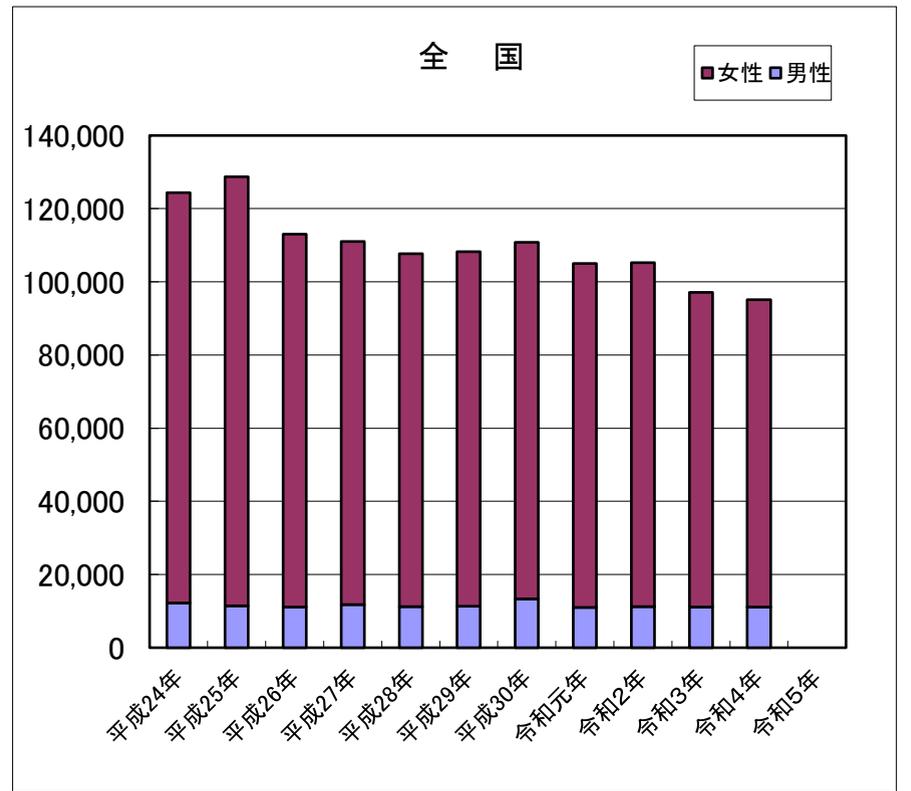
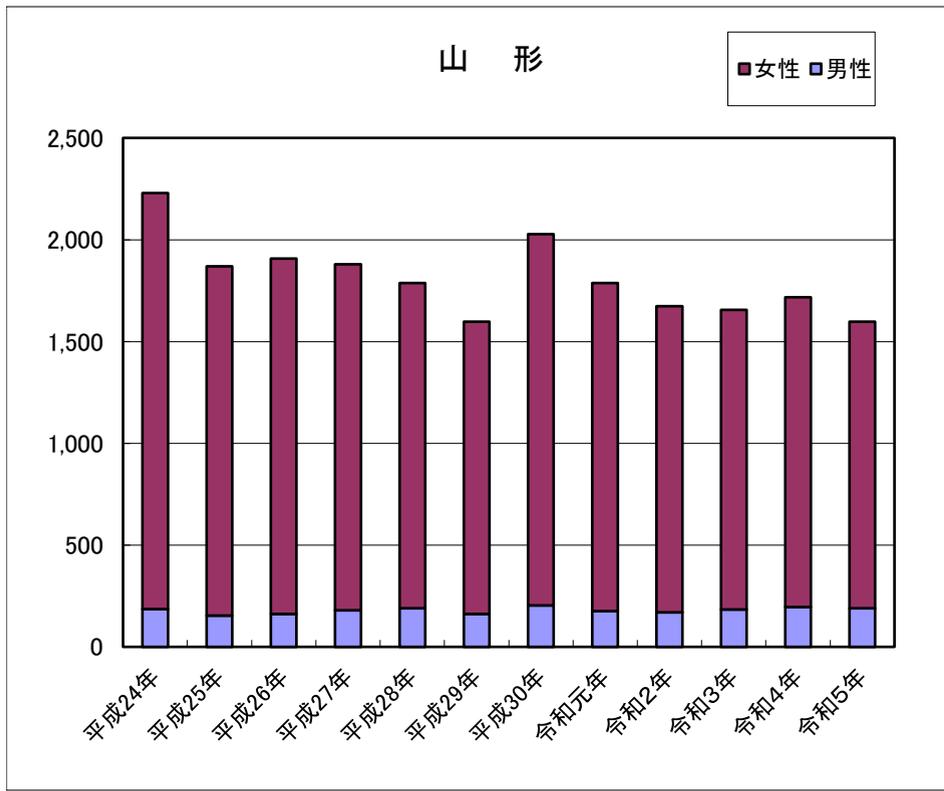
委託者・家内労働者数の推移(全国対比)

区分		年度	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
山形	委託者数		161	159	147	147	155	137	172	167	160	156	177	151
	家内労働者数		2,230	1,869	1,907	1,880	1,787	1,598	2,027	1,788	1,674	1,655	1,717	1,597
全国	委託者数		9,499	8,780	8,113	7,760	7,516	7,499	7,654	7,328	7,500	7,139	7,017	
	家内労働者数		124,433	128,733	113,027	111,038	107,747	108,275	110,812	105,054	105,301	97,122	95,108	



家内労働者数の男女別推移

山形労働局



年	山 形					全 国				
	男性		女性		合計 (人)	男性		女性		合計 (人)
	(%)	(人)	(%)	(人)		(%)	(人)	(%)	(人)	
平成24年	8.3%	186	91.7%	2,044	2,230	9.8%	12,202	90.2%	112,231	124,433
平成25年	8.2%	154	91.8%	1,715	1,869	8.9%	11,400	91.1%	117,333	128,733
平成26年	8.5%	162	91.5%	1,745	1,907	9.9%	11,166	90.1%	101,861	113,027
平成27年	9.5%	179	90.5%	1,701	1,880	10.7%	11,840	89.3%	99,198	111,038
平成28年	10.6%	189	89.4%	1,598	1,787	10.4%	11,250	89.6%	96,497	107,747
平成29年	10.1%	162	89.9%	1,436	1,598	10.5%	11,335	89.5%	96,940	108,275
平成30年	10.0%	203	90.0%	1,824	2,027	12.0%	13,324	88.0%	97,488	110,812
令和元年	9.8%	175	90.2%	1,613	1,788	10.5%	11,033	89.5%	94,021	105,054
令和2年	10.2%	170	89.8%	1,504	1,674	10.7%	11,220	89.3%	94,081	105,301
令和3年	11.1%	184	88.9%	1,471	1,655	11.5%	11,146	88.5%	85,976	97,122
令和4年	11.4%	195	88.6%	1,522	1,717	11.7%	11,141	88.3%	83,967	95,108
令和5年	11.8%	189	88.2%	1,408	1,597					

山形県の家内労働の概況

(令和5年)

1. 家内労働委託者数及び家内労働者数

(1) 委託者

① 委託者数、業種別

山形県内の家内労働委託者数は、令和5年10月1日現在151事業場となっており、業種別では、「繊維工業」（衣服の縫製など繊維製品製造業）が最も多く59事業場（39.1%）で、順次「電気機械器具製造業」31事業場（20.5%）、「電子部品・デバイス製造業」17事業場（11.3%）となっている。これら3業種で全体の70.9%を占めている。

② 委託者の分布

管内監督署別の委託者数は、山形署49事業場（32.4%）、米沢署33事業場（21.9%）、庄内署29事業場（19.2%）、新庄署19事業場（12.6%）、村山署21事業場（13.9%）となっている。

監督署別の特徴として、山形署管内では「繊維工業」が26事業場（53.1%）、米沢署管内では「繊維工業」15事業場、「電気機械器具製造業」7事業場（2業種で66.7%）、庄内署管内では「繊維工業」9事業場、「電気機械器具製造業」9事業場（2業種で62.1%）、新庄署管内では「繊維工業」6事業場、「電気機械器具製造業」5事業場（2業種で57.9%）、村山署管内では「電気機械器具製造業」6事業場、「電子部品・デバイス製造業」3事業場（2業種で42.9%）となっている。

(2) 家内労働者

① 家内労働者

令和5年10月1日現在の家内労働者数は1,597人となっている。

② 男女別

家内労働者を男女別にみると、男性が189人であるのに対して、女性は1,408人と全体の88.2%を占めている。

③ 類型別

家内労働者を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が1,595人で全体の99.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は2人（0.1%）、副業的家内労働者は0人（0%）となっている。

④ 業種別

家内労働者を業種別にみると、衣服の縫製などの「繊維工業」が460人（28.8%）と最も多く、次いで自動車用ワイヤーハーネス組立などの「電気機械器具製造業」が389人（24.4%）、電子部品の組立・加工などの「電子部品・デバイス製造業」

が 227 人(14.2%)、となっており、これら 3 業種で全体の 67.4%を占めている。

⑤ 家内労働者の分布

監督署別にみると、山形署が 537 人(33.6%) と最も多く、次いで米沢署が 358 人(22.4%)、庄内署が 319 人(20.0%)、村山署 263 人(16.5%)、新庄署 120 人(7.5%) となっている。

(3) 令和 4 年度の東北各県の委託者数及び家内労働者数の状況

東北各県の委託者数及び家内労働者数は次のとおりで、当県の委託者数は東北では 1 番目(全国では 9 番目)、家内労働者数は東北では 2 番目(全国では 21 番目)に多い。

	委 託 者				家 内 労 働 者			
	令和 3 年		令和 4 年		令和 3 年		令和 4 年	
	委託者数	全国 順位	委託者数	全国 順位	家内労働者数	全国 順位	家内労働者数	全国 順位
青森県	68	39	68	39	881	38	797	38
岩手県	96	35	98	32	1,071	32	1,040	32
宮城県	101	30	105	29	1,009	34	981	33
秋田県	134	22	132	24	1,291	27	1,307	28
山形県	156	16	177	9	1,655	25	1,717	21
福島県	145	20	156	15	1,715	23	1,809	17
全 国	7,139		7,017		97,122		95,108	

2. 最低工賃の決定状況

最低工賃は、「男子・婦人既製服製造業」について設定している。

令和 5 年実施の男子・婦人既製服製造業家内労働実態調査結果によると、最低工賃適用委託者数は 22 事業場(23)で、家内労働者数は 179 人(180)であった。(カッコは令和 2 年調査による。)

家内労働委託者については、米沢(8 事業場)・庄内(9 事業場)の二つの署で全体(22 事業場)の 77.3%を占めている。

本件最低工賃については、昭和 61 年 1 月 23 日新設発効し、平成 30 年 4 月 6 日付で改正発効された。

山形県の最低工賃決定状況

山形労働局

適用業種	発効日	平均引上げ率	最低工賃の適用業務	適用委託事業所数 適用家内労働者数
男子・ 婦人 既製 服製 造業	S61. 1. 23 新設	—	①紳士背広上衣、ズボンのまとめの業務 ②婦人ワンピース、ブレザー、コート、 スカート、スラックスのまとめの業務	22 179人
	H 2. 9. 30 改正	18. 80%		
	H 5. 4. 30 改正	15. 16%		
	H 7. 5. 1 改正	6. 13%		
	H 9. 5. 1 改正	5. 46%		
	H11. 5. 1 改正	3. 99%		
	H13. 5. 1 改正	1. 85%		
	H15. 5. 1 改正	0. 84%		
	H17. 5. 1 改正	0. 42%		
	H19. 5. 1 改正	1. 17%		
	H21. 5. 3 改正	-11. 25%		
H30. 4. 6 改正	10. 45%			

H21.5.3改正は工程の見直しを行い、31工程を廃止し30工程を新設、その他は据え置いたもの。

山形県男子・婦人既製服装業最低工賃の推移

「男子既製服装業に係るまとめの業務」

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

注: は、引上げ率0%を示す。

品目	工程	規格	新設		改正		改正		改正		改正		改正		改正		改正		
			S61.1.23 金額(円)	H21.5.1 金額(円)	H 2.9.30 金額(円)	H 5.4.30 金額(円)	H 7.5.1 金額(円)	H 9.5.1 金額(円)	H 11.5.1 金額(円)	H 13.5.1 金額(円)	H 15.5.1 金額(円)	H 17.5.1 金額(円)	H 19.5.1 金額(円)	H 21.5.3 金額(円)	H 30.4.6 金額(円)				
背広上衣	1	上襟付けまつり	21		25	29	31	32	33	34	34	34	34	34	34	34	34	34	37
		下襟からげまつり	25		29	34	36	39	39	40	40	40	40	40	40	40	40	40	42
	2	肩裏まつり	24		28	32	34	36	37	38	38	38	38	38	38	38	38	38	42
	3	そで付け裏まつり	84		97	111	117	121	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125	138
		見返し典星入れ	51		60	69	73	75	76	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
		見返し7mm星入れ	33		39	45	48	50	51	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
	4	そで口裏まつり	40		47	54	57	60	61	62	62	62	62	62	62	62	62	62	69
		背裏鎖止め	9		11	13	14	15	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	5	ベントまつり	8		10	11	12	13	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	17
	6	ベント止め	3		5	6	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	10
7	背すそまつり	30		35	40	42	44	45	46	46	46	46	46	46	46	46	46	52	
	中ボタン(4つ穴)、糸足つき、根巻き4回以上	8		10	11	12	13	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
	小ボタン(4つ穴)、根巻きなし	5		6	7	7	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
8	ボタン付け																	19	
	根巻きあり、カボタンあり (4つ穴)																	15	
	根巻きあり、カボタンなし (4つ穴)																	10	
	根巻きなし、カボタンなし (4つ穴)																	36	
9	糸くず取り	23		27	31	33	34	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	40	
背広上衣1着当たりの工賃額の推移			364	429	493	522	540	563	574	574	574	574	574	574	574	574	574	574	454
1	腰裏かんぬき止め	17		20	23	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	28	
2	腰裏後端まつり	6		7	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	11	
3	前立てまつり	5		6	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	11	
4	天ぐ裏まつり	5		6	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	11	
5	シックまつり	6		7	8	8	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	13	
	小またちどり	5		8	9	10	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	13	
	内またちどり	6		7	8	8	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	13	
	尻縫目ちどり	5		6	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	
	小ボタン、糸足つき根巻き4回以上	5		6	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	
6	ボタン付け																	11	
	根巻きあり、カボタンあり (4つ穴)																	8	
	根巻きあり、カボタンなし (4つ穴)																	8	
	根巻きなし、カボタンなし (4つ穴)																	26	
7	糸くず取り	17		20	23	24	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	29	
ズボン1着当たりの工賃額の推移			77	93	107	113	116	123	125	125	125	125	125	125	125	125	125	132	

品目	工程	規格	新設		改正		改正		改正		改正		改正		改正		改正		
			金額(円)	H21.5.1	H 2.9.30	H 5.4.30	H 7.5.1	H 9.5.1	H 11.5.1	H 13.5.1	H 15.5.1	H 17.5.1	H 19.5.1	H 21.5.3	H 30.4.6				
コート	1	見返し端まつり(千鳥)	7		8	9	10	11	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11
		金額(円)			14,290	14,670	15,110	16,670	17,140	16,670	17,140	17,140	17,140	17,140	17,140	17,140	17,140	17,140	17,140
	2	見返し星入れ	10		12	14	15	16	17	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		金額(円)			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	3	オソまつり	10		12	14	15	16	17	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		金額(円)			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	4	ボタン付け	5		6	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		金額(円)			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	6	鎖糸ループ付け	7		8	9	10	10	11	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11
		金額(円)			14,290	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670
	7	ペント止め	5		6	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		金額(円)			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
8	プリーツしつけ	4		5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	金額(円)			25,000	20,000	20,000	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	
9	見返し裏まつり	10		12	14	15	16	17	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
	金額(円)			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
11	そで付け裏まつり	15		18	21	22	23	24	23	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
	金額(円)			20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
12	糸くず取り	12		14	16	17	18	19	18	19	20	20	20	20	20	20	20	20	
	金額(円)			16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	
コート1着当たりの工賃額の推移			121	143	165	175	185	194	185	200	201	203	207	228	228	228	228	228	
オソまつり			11	13	15	16	17	18	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	金額(円)			18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	
1	スナップ付け	9		11	13	14	15	16	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
	金額(円)			22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	
2	かぎホック付け	11		13	15	16	17	18	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
	金額(円)			18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	18,180	
3	ボタン付け	4		5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	金額(円)			25,000	20,000	20,000	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	
4	鎖糸ループ付け	6		7	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	金額(円)			16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	
5	ペント止め	4		5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	金額(円)			33,330	25,000	20,000	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	16,670	
6	プリーツしつけ	3		4	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	金額(円)			33,330	25,000	25,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
7	フラスナー裏まつり	9		11	12	13	14	15	14	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
	金額(円)			22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	22,220	
8	ウエスト裏まつり	13		16	18	19	20	21	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
	金額(円)			23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	23,080	
スカート1着当たりの工賃額の推移			76	93	107	114	122	128	122	133	133	135	121	134	134	134	134	134	
	金額(円)			22,370	15,050	6,540	7,020	4,920	1,560	1,540	0,760	1,500	-10,370	10,740	10,740	10,740	10,740	10,740	

山形県男子・婦人既製服製造業

家内労働実態調査結果表

(委 託 者)

令和 5 年 9 月

山 形 労 働 局

山形県男子・婦人既製服製造業

家内労働実態調査結果表（委託者）について

- 1 本調査結果は、山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃改正の審議に資するため、山形労働局において山形県内の同製造業 25 事業場を対象に、工賃等の実態について調査を実施したものである。
- 2 本調査は、令和 5 年 9 月末現在の実態について実施した。
- 3 調査対象事業場数 25 件、調査票提出数は 25 件(提出率 100.0%)で、集計可能調査票は 22 件、家内労働者数は 179 名であった。
- 4 集計項目は、別添の第 1 表から第 12 表、13 のとおりである。

目 次

第 1 表	雇用労働者数及び規模別委託者数
第 2 表	家内労働者数
第 3 表	年齢別及び経験年数別家内労働者数
第 4 表	地域別家内労働者数
第 5 表	品目別従事家内労働者数及び委託者数
第 6 表	昨年同期と比較した家内労働者の増減状況
第 7 表	工賃の決定要素状況
第 8 表	令和 2 年 1 0 月以降の工賃改定状況
第 9 表	品目別及び 1 ヶ月当たり工賃額階級別家内労働者数
第 10 表	品目別及び 1 枚（個）当たりの工賃額階級別家内労働者数及び委託者数
第 11 表	品目別平均工賃額
第 12 表	品目別最低工賃額及び平均工賃額
13	最近の景況について

第1表 雇用労働者数及び規模別委託者数

(1) 雇用労働者数

性別	常用	臨時・パート	計
男子	123 人	6 人	129 人
女子	1,012	163	1,175
計	1,135	169	1,304

(2) 規模別委託者数

雇用労働者数	委託者数	比率
1～9	4 件	16.0 %
10～19	4	16.0
20～29		0.0
30～39	5	20.0
40～49		0.0
50～99	8	32.0
100～149	3	12.0
150以上		0.0
雇用労働者なし	1	4.0
計	25	100.0

(3) 平成29年10月以降の賃金改定状況

項目	委託者数	比率
改定し上げた	21 件	84.0 %
改定し下げた	0	0.0
改定していない	3	12.0
回答なし	1	4.0
計	25	100.0

第2表 家内労働者数

男子	0人 (0%)	女子	193人 (100%)	計	193人 (100%)
----	---------	----	-------------	---	-------------

第3表 年齢別及び経験年数別家内労働者数

年齢	経験		1年以上		3年以上		5年以上		10年以上		合計
	1年未満		3年未満		5年未満		10年未満				
20歳未満	() 人										
20歳以上	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
30歳未満							1				1
30歳以上	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
40歳未満	1						1				2
40歳以上	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
50歳未満	1				4		4		2		11
50歳以上	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
60歳未満	1				4		8		19		32
60歳以上	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
70歳未満	1		3		11		12		40		67
70歳以上	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
					8		16		56		80
合計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
					4		3		27		42
									117		193

()内は男子で内数である

第4表 地域別家内労働者数

市町村名	男	女	計	市町村名	男	女	計	市町村名	男	女	計
山形		1	1	長井		6	6	最上		3	3
天童		10	10	川西		2	2	戸沢		1	1
上山		1	1	高畠		5	5	真室川		9	9
寒河江		22	22	小国		1	1	舟形		2	2
河北		6	6	白鷹		1	1	大藏		1	1
中山		7	7	小計	0	47	47	鮭川		1	1
大江		2	2	鶴岡		23	23	金山		1	1
西川		4	4	酒田		26	26	小計	0	21	21
朝日		2	2	庄内		18	18	東根		1	1
小計	0	55	55	遊佐		2	2	尾花沢			0
米沢		27	27	小計	0	69	69	小計	0	1	1
南陽		5	5	新庄		3	3	合計	0	193	193

(参考) 山形署管内 55 人 28.5 % 新庄署管内 21 人 10.9 %
 米沢署管内 47 人 24.4 % 村山署管内 1 人 0.5 %
 庄内署管内 69 人 35.8 %

第5表 品目別従事家内労働者数及び委託者数

品目	従事家内労働者数	比率	委託者数	比率
男子服	4 人	2.2%	2 件	9.1%
婦人服	175	97.8%	20	90.9%
複数委託			1	
計	179	100.0	22	100.0

※複数の品目を委託しているのは2件で、男子服と婦人服、婦人服とその他である。(複数委託は内数)
 ※回答のあった委託者のうち男子・婦人既製服以外であったもの 委託者:3件、家内労働者:14人

第6表 昨年同期と比較した家内労働者の増減状況

(イ) 増加した 1 件 (4.0 %) (ロ) 減少した 7 件 (28.0 %)

増加比率 %	件数	減少比率 %	件数	理由 (重複回答)	件数
10 ~ 19	1 件	10%以下	件	① 工場生産への切り替えのため	2 件
20 ~ 29		10 ~ 19	4	② 品質管理の向上を図るため	
30 ~ 39		20 ~ 29	1	③ 製品の需要減のため	2
40 ~ 49		30 ~ 39		④ 家内労働者の確保が困難なため	4
50 ~ 100		40 ~ 49		⑤ 家内労働者の仕事量が安定しないため	2
100以上		50 ~ 100		⑥ 発展途上国等で生産することとしたため	
回答なし		回答なし	2	⑦ 製品の納入価格抑制、工賃の上昇のため	
				⑧ その他(高齢、特殊マシン導入)	2

(ハ) 変わらない 17 件 (68.0 %)

第7表 工賃の決定要素状況

項目	(重複回答)	
	件数 (件)	比率 (%)
雇用労働者との賃金バランス	2 (内 最も重視)	3.9
最低賃金を参考にして	8 (" 1)	15.7
家内労働者との話し合い	7 (")	13.7
受注(製造)単価を計算して	11 (" 2)	21.6
同業種の他事業場の工賃を参考にして	4 (")	7.8
他県の同業種の工賃を参考にして	2 (")	3.9
他業種の工賃を参考にして	1 (")	2.0
法で決められている最低工賃を参考にして	13 (" 4)	25.5
その他	3 (" 2)	5.9
計	51 (" 9)	

第8表 令和2年10月以降の工賃改定状況

項目	件数 (件)	比率 (%)
改定し上げた	15	60.0
改定し下げた		0.0
調整した(上げたり、下げたり)	4	16.0
改定しなかった	6	24.0
回答なし		0.0
計	25	100.0

第9表 品目別及び1ヵ月当たり工賃額階級別家内労働者数

品目 1ヶ月当たり工賃額階級	男子服	婦人服	合 計
10,000円未満	2 人	33 人	35 人
10,000～ 14,999円	1	16	17
15,000～ 19,999円	1	17	18
20,000～ 24,999円		16	16
25,000～ 29,999円		18	18
30,000～ 34,999円		11	11
35,000～ 39,999円		10	10
40,000～ 44,999円		14	14
45,000～ 49,999円		9	9
50,000～ 54,999円		8	8
55,000～ 59,999円		8	8
60,000～ 64,999円		6	6
65,000～ 69,999円		6	6
70,000～ 74,999円		2	2
75,000～ 79,999円		1	1
80,000～ 89,999円		5	5
90,000～ 99,999円		2	2
100,000～109,999円		1	1
110,000～119,999円			0
120,000～129,999円			0
130,000～139,999円			0
140,000円以上			0
計	4	183	187

※令和5年9月の工賃について調査。当月支払いのない者がいるため第2表等の合計人数と合わないもの。

第10表 品目別及び1枚(個)当たりの工賃額階級別家内労働者数及び委託者数
1. 男子既製服(1)

品目		広 上 衣 (2 - 1)														集 計		家 内	
整理番号	工 程	工賃階級	設 定 単 位	最 低 工 賃 額	8円 以下	9円	10円 ~ 14円	15円 ~ 19円	20円 ~ 24円	25円 ~ 29円	30円 ~ 34円	35円 ~ 39円	40円 ~ 44円	45円 ~ 49円	50円 ~ 54円	55円 ~ 59円	60円 ~ 64円	委託者数	労働者数
1	上襟付けまつり		1枚(30cm)につき	37円															
2	肩裏まつり		1枚(17cm×2)につき	42															
3	そで付け裏まつり		1枚(60cm×2)につき	138															
4	そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき	69															
5	ベントまつり		1枚(10cm)につき	17															
6	ベント止め		1枚につき	10															
7	背すそまつり		1枚(20cm×2)につき	52															
9	ボタン付け		1個につき	21															
			1個につき	17															
			1個につき	11															
9	糸くず取り		1枚につき	40							1								
					0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
品目		広 上 衣 (2 - 2)														集 計		家 内	
整理番号	工 程	工賃階級	設 定 単 位	最 低 工 賃 額	65円 ~ 69円	70円 ~ 74円	75円 ~ 79円	80円 ~ 84円	85円 ~ 89円	90円 ~ 94円	95円 ~ 99円	100円 以上	平均 工賃額	委託者数	労働者数				
1	上襟付けまつり		1枚(30cm)につき	37円															
2	肩裏まつり		1枚(17cm×2)につき	42															
3	そで付け裏まつり		1枚(60cm×2)につき	138															
4	そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき	69															
5	ベントまつり		1枚(10cm)につき	17															
6	ベント止め		1枚につき	10															
7	背すそまつり		1枚(20cm×2)につき	52															
8	ボタン付け		1個につき	21															
			1個につき	17															
			1個につき	11															
9	糸くず取り		1枚につき	40									38.5		2	4			
					0	0	0	0	0	0	0	0			2	4			

1. 男子既製服(2)

品目		ズボン (2-1)														
整理番号	工賃階級 工程	設定単位	最低 工賃額	8円 以下	9円	10円 ～ 14円	15円 ～ 19円	20円 ～ 24円	25円 ～ 29円	30円 ～ 34円	35円 ～ 39円	40円 ～ 44円	45円 ～ 49円	50円 ～ 54円	55円 ～ 59円	60円 ～ 64円
1	腰裏かんぬき止め	1本につき	28円													
2	腰裏後端まつり	1本につき	11													
3	前立てまつり	1本につき	11													
4	天ぐ裏まつり	1本につき	11													
5	シツクまつり	1本につき	13													
6	ボタン付け	1個につき	11													
		1個につき	9													
		1個につき	9													
7	糸くず取り	1本につき	29							1						
				0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
品目		ズボン (2-2)														
整理番号	工賃階級 工程	設定単位	最低 工賃額	65円 ～ 69円	70円 ～ 74円	75円 ～ 79円	80円 ～ 84円	85円 ～ 89円	90円 ～ 94円	95円 ～ 99円	100円 ～ 以上	平均 工賃額	集計 委託者数	家内 労働者数		
1	腰裏かんぬき止め	1本につき	28円													
2	腰裏後端まつり	1本につき	11													
3	前立てまつり	1本につき	11													
4	天ぐ裏まつり	1本につき	11													
5	シツクまつり	1本につき	13													
6	ボタン付け	1個につき	11													
		1個につき	9													
		1個につき	9													
7	糸くず取り	1本につき	29									30.0	1	1		
				0	0	0	0	0	0	0	0		1	1		

2. 婦人既製服(2)

品目		ブレザー (2-1)															
整理番号	工程	工賃階級	設定単位	最低工賃額	8円以下	9円	10円 ~ 14円	15円 ~ 19円	20円 ~ 24円	25円 ~ 29円	30円 ~ 34円	35円 ~ 39円	40円 ~ 44円	45円 ~ 49円	50円 ~ 54円	55円 ~ 59円	60円 ~ 64円
1	見返し端まつり(千鳥)		1カ所につき	13円	1	2	5	1	1								
2	見返し星入れ		10cmにつき	20	1		2	1	1		1						
3	ボタン付け		1組につき	14	1	1	3			4							
			1組につき	15		1	4	1	1	1	2	1					
			1組につき	11	1	3	3	2									
			1組につき	11	1	5	1	2	1		1						
			1組につき	11	1	4	3	2	2								
			1組につき	11		6					1						
4	ベント止め		1カ所につき	9	1	2	5	1									
5	見返し裏まつり		10cmにつき	12		5	2				1						
6	肩パット付け		1組につき	34				1	1		2	1			1		1
7	糸くず取り		1枚につき	20					5	1	3						
					5	2	24		15	6	11	2	1	0	1	0	1
品目		ブレザー (2-2)															
整理番号	工程	工賃階級	設定単位	最低工賃額	65円 ~ 69円	70円 ~ 74円	75円 ~ 79円	80円 ~ 84円	85円 ~ 89円	90円 ~ 94円	95円 ~ 99円	100円 ~ 以上	平均 工賃額	集計 委託者数	家内 労働者数		
1	見返し端まつり(千鳥)		1カ所につき	13円									14.4円	9	111		
2	見返し星入れ		10cmにつき	20									24.8	5	69		
3	ボタン付け		1組につき	14									19.1	9	111		
			1組につき	15									21.6	10	118		
			1組につき	11									14.2	9	111		
			1組につき	11									15.5	11	129		
			1組につき	11									13.4	8	92		
			1組につき	11									13.6	7	87		
4	ベント止め		1カ所につき	9									10.1	9	111		
5	見返し裏まつり		10cmにつき	12									14.3	8	106		
6	肩パット付け		1組につき	34									38.8	6	77		
7	糸くず取り		1枚につき	20									23.9	9	118		
													100	100	1,240		

2. 婦人既製服(3)

品目		コート (2-1)														
整理番号	工賃階級	設定単位	最低工賃額	8円以下	9円	10円 ~ 14円	15円 ~ 19円	20円 ~ 24円	25円 ~ 29円	30円 ~ 34円	35円 ~ 39円	40円 ~ 44円	45円 ~ 49円	50円 ~ 54円	55円 ~ 59円	60円 ~ 64円
1	見返し端まつり(千鳥)	1カ所につき	12円	1		2	4	1								
2	見返し星入れ	10cmにつき	19				1	1		1		1				
3	スナップ付け	1組につき	19				1	4	1					1		
4	ボタン付け	1組につき	13	1		1	3		3							
		1組につき	15			1	5		1	1						
		1組につき	10	1		4	2	1								
		1組につき	12			5	2	1		1						
		1組につき	10	1		5		1								
		1組につき	12			6				1						
5	鎖糸ループ付け	1カ所につき	12	1		1	4							1		
6	ベント止め	1カ所につき	10		1	6										
7	ブリーツしつけ	1カ所につき	9		3	4										
8	見返し裏まつり	10cmにつき	19			1	2	1		2						
9	肩パット付け	1組につき	33					1		1		1				
10	糸くず取り	1枚につき	23					1	1	4						
				5	4	36	24	12	6	11	1	2	0	3	0	0

品目		コート (2-2)												
整理番号	工賃階級	設定単位	最低工賃額	65円 ~ 69円	70円 ~ 74円	75円 ~ 79円	80円 ~ 84円	85円 ~ 89円	90円 ~ 94円	95円 ~ 99円	100円 ~ 以上	平均 工賃額	集計 委託者数	家内 労働者数
1	見返し端まつり(千鳥)	1カ所につき	12円									14.6円	8	100人
2	見返し星入れ	10cmにつき	19									28.3	4	58
3	スナップ付け	1組につき	19									25.1	7	95
4	ボタン付け	1組につき	13									18.3	8	100
		1組につき	15									20.4	9	107
		1組につき	10									13.0	8	100
		1組につき	12									15.1	9	107
		1組につき	10									11.9	7	95
		1組につき	12									14.0	7	95
7	鎖糸ループ付け	1カ所につき	12									18.4	7	95
8	ベント止め	1カ所につき	10									9.9	7	81
9	ブリーツしつけ	1カ所につき	9									9.6	7	89
10	見返し裏まつり	10cmにつき	19									20.7	6	91
11	肩パット付け	1組につき	33									35.8	4	61
12	糸くず取り	1枚につき	23									28.0	6	86
				0	0	0	0	0	0	0	0		104	1,360

2. 婦人既製服(4)

品目		スカート (2-1)													品目		スカート (2-2)																			
整理番号	工程	工賃階級	設定単位	最低工賃額	8円以下	9円	10円 ~ 14円	15円 ~ 19円	20円 ~ 24円	25円 ~ 29円	30円 ~ 34円	35円 ~ 39円	40円 ~ 44円	45円 ~ 49円	50円 ~ 54円	55円 ~ 59円	60円 ~ 64円	整理番号	工程	工賃階級	設定単位	最低工賃額	65円 ~ 69円	70円 ~ 74円	75円 ~ 79円	80円 ~ 84円	85円 ~ 89円	90円 ~ 94円	95円 ~ 99円	100円 以上	平均 工賃額	集計 委託者数	家内 労働者数			
1	スナップ付け		1組につき	19円				1	6	1	1				1																					
2	かぎホック付け		1組につき	22					2	3	2		1		2																					
3	ボタン付け		1組につき	11	1			4		2																										
			1組につき	13			2	3	2		1	1																								
			1組につき	9	1	1	4	1	1																											
			1組につき	11			4	4	1		1																									
			1組につき	9	1	1	3	1	1																											
			1組につき	11			3	2			1																									
4	鎖糸ループ付け		1カ所につき	12	1		1	2		1	1																									
5	ベント止め		1カ所につき	9		2	4																													
6	ブリーツしつけ		1カ所につき	8	2	1	3																													
					6	5	25	18	13	7	7	1	1	0	3	0																				
1	スナップ付け		1組につき	19円																																
2	かぎホック付け		1組につき	22																																
3	ボタン付け		1組につき	11																																
			1組につき	13																																
			1組につき	9																																
			1組につき	11																																
			1組につき	9																																
4	鎖糸ループ付け		1カ所につき	12	1																															
5	ベント止め		1カ所につき	9																																
6	ブリーツしつけ		1カ所につき	8	2																															
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
																																				1,138

第11表 品目別平均工賃額

1. 男子既製服 (1)

整理番号	品目		規格	設定単価	前回調査分	今回調査分	対前対比
	工	程					
1	上襟付けまつり		針目が3cmに間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	集計データなし	集計データなし	%
2	肩裏まつり		針目が3cmに間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき	集計データなし	集計データなし	
3	そで付け裏まつり		針目が3cmに間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	集計データなし	集計データなし	
4	そで口裏まつり		針目が3cmに間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき	集計データなし	集計データなし	
5	ベントまつり		針目が3cmに間隔に6針以上	1枚(10cm)につき	集計データなし	集計データなし	
6	ベント止め		2本糸で×印のしつけ止め	1枚につき	集計データなし	集計データなし	
7	背すそまつり		針目が3cmに間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき	集計データなし	集計データなし	
8	ボタン付け		根巻きあり、力ボタンあり、4つ穴	1個につき	集計データなし	集計データなし	
			根巻きあり、力ボタンなし、4つ穴	1個につき	集計データなし	集計データなし	
			根巻きなし、力ボタンなし、4つ穴	1個につき	集計データなし	集計データなし	
9	糸くず取り			1枚につき	30.0	38.5	128.3

1. 男子既製服 (2)

整理番号	品目		規格	設定単価	前回調査分	今回調査分	対前対比
	工	程					
1	腰裏かんぬき止め		8か所	1本につき	集計データなし	集計データなし	%
2	腰裏後端まつり		針目が3cmに間隔に10針以上	1本につき	35.0	集計データなし	
3	前立てまつり		針目が3cmに間隔に6針以上	1本につき	15.0	集計データなし	
4	天ぐ裏まつり			1本につき	15.0	集計データなし	
5	シックまつり			1本につき	集計データなし	集計データなし	
6	ボタン付け		根巻きあり、力ボタンあり、4つ穴	1個につき	集計データなし	集計データなし	
			根巻きあり、力ボタンなし、4つ穴	1個につき	集計データなし	集計データなし	
			根巻きなし、力ボタンなし、4つ穴	1個につき	集計データなし	集計データなし	
7	糸くず取り			1本につき	37.0	30.0	81.1

2. 婦人既製服(1)

整理番号	品目			ワシピース			ブ		対前回比	
	工	程	規格	設定単位	前回調査分	今回調査分	対前回比	前回調査分		今回調査分
1	見返し端まつり(千鳥)		針目が3cm間隔に5針以上	1カ所につき			%	15.8	14.4	91.1
2	見返し星入れ		針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき				20.8	24.8	119.2
3	スナップ付け		1cm型	1組につき	22.6	25.8	114.2			
4	かぎホック付け		ウエスト用以外、小2つ穴	1組につき	27.8	33.3	119.8			
5	ボタン付け		根巻きあり、力ボタンあり、2つ穴	1組につき	16.7	18	107.8	18	19.1	106.1
			根巻きあり、力ボタンあり、4つ穴	1組につき	18.3	20.5	112.0	19.8	21.6	109.1
			根巻きあり、力ボタンなし、2つ穴	1組につき	11.5	13.6	118.3	12.3	14.2	115.4
			根巻きあり、力ボタンなし、4つ穴	1組につき	12.8	14.9	116.4	13.6	15.5	114.0
			根巻きなし、力ボタンなし、2つ穴	1組につき	10.3	12.5	121.4	10.7	13.4	125.2
6	鎖糸ループ付け		根巻きなし、力ボタンなし、4つ穴	1組につき	11.5	13.5	117.4	11.8	13.6	115.3
			糸ループの長さ5cm	1カ所につき	13.4	17.5	130.6			
7	ペント止め		×印のしつけ止め	1カ所につき				7.8	10.1	129.5
8	プリーツしつけ		×印のしつけ止め	1カ所につき	7.4	10	135.1			
9	見返し裏まつり		針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき				10.6	14.3	134.9
10	肩パット付け			1組につき	31.5	38.3	121.6	32	38.8	121.3
11	糸くず取り			1枚につき	22.4	23.2	103.6	25.7	23.9	93.0

2. 婦人既製服 (2)

整理番号	品目			コスト			対前対比		
	工程	規格	設定単位	前回調査分	今回調査分	対前対比	前回調査分	今回調査分	対前対比
1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1カ所につき	17.3 円	14.6 円	84.4 %			
2	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	20.7	28.3	136.7			
3	スナップ付け	1cm型	1組につき	25.8	25.1	97.3	22.3	25	112.1
4	かざホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき				31.5	32.1	101.9
5	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1組につき	17.7	18.3	103.4	16.3	17.1	104.9
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1組につき	19.7	20.4	103.6	18.3	19.8	108.2
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1組につき	11.7	13	111.1	11.3	12.5	110.6
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1組につき	13.3	15.1	113.5	12.7	15.3	120.5
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1組につき	10.3	11.9	115.5	10.1	12.4	122.8
6	鎖糸ループ付け	根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1組につき	12.1	14	115.7	11.9	15.5	130.3
		糸ループの長さ5cm	1カ所につき	14.4	18.4	127.8	13.3	18	135.3
		×印のしつけ止め	1カ所につき	7.8	9.9	126.9	7.3	9.7	132.9
		×印のしつけ止め	1カ所につき	7.6	9.6	126.3	7.2	9.2	127.8
		針目 9.4	10cmにつき	13.3	20.7	155.6			
10	肩パット付け		30	35.8	119.3				
11	糸くず取り		25.1	28	111.6				

2. 婦人既製服 (3)

整理番号	品目			コスト			対前対比		
	工程	規格	設定単位	前回調査分	今回調査分	対前対比	前回調査分	今回調査分	対前対比
1	スナップ付け	1cm型	1組につき	19.8 円	24.6 円	124.2 %			
2	かざホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	32.6	30.4	93.3			
3	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1組につき	16.8	16.7	99.4			
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1組につき	17.8	18.8	105.6			
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1組につき	11.3	12.3	108.8			
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1組につき	12.7	12.9	101.6			
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1組につき	10.6	11.5	108.5			
4	鎖糸ループ付け	根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1組につき	11.9	12.8	107.6			
		糸ループの長さ5cm	1カ所につき	11.9	15.8	132.8			
		×印のしつけ止め	1カ所につき	8	9.8	122.5			
		×印のしつけ止め	1カ所につき	7.8	9.6	123.1			

第12表 品目別最低工賃額及び平均工賃額

1. 男子既製服(1)

整理番号	品目		衣		設定最低工賃	今回調査分	対設定最低工賃比
	工	程	規	格			
1	上襟付けまつり		針目が3cmに間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	37円		0.0%
2	肩裏まつり		針目が3cmに間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき	42		0.0
3	そで付け裏まつり		針目が3cmに間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	138		0.0
4	そで口裏まつり		針目が3cmに間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき	69		0.0
5	ベントまつり		針目が3cmに間隔に6針以上	1枚(10cm)につき	17		0.0
6	ベント止め		2本糸で×印のしつけ止め	1枚につき	10		0.0
7	背すそまつり		針目が3cmに間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき	52		0.0
8	ボタン付け		根巻きあり、力ボタンあり、4つ穴	1個につき	21		0.0
			根巻きあり、力ボタンなし、4つ穴	1個につき	17		0.0
			根巻きなし、力ボタンなし、4つ穴	1個につき	11		0.0
9	糸くず取り			1枚につき	40	38.5	96.3

1. 男子既製服(2)

整理番号	品目		ズボン		設定最低工賃	今回調査分	対設定最低工賃比
	工	程	規	格			
1	腰裏かんぬき止め		8か所	1本につき	28円		0.0%
2	腰裏後端まつり		針目が3cmに間隔に10針以上	1本につき	11		0.0
3	前立てまつり			1本につき	11		0.0
4	天ぐ裏まつり		針目が3cmに間隔に6針以上	1本につき	11		0.0
5	シツクまつり			1本につき	13		0.0
6	ボタン付け		根巻きあり、力ボタンあり、4つ穴	1個につき	11		0.0
7	糸くず取り		根巻きあり、力ボタンなし、4つ穴	1個につき	9		0.0
			根巻きなし、力ボタンなし、4つ穴	1個につき	9	30	103.4

2. 婦人既製服 (1)

整理番号	品目			ワンピース			ブルーズ		
	工程	規格	設定単位	設定最低工賃 円	今回調査分 円	対最低工賃比 %	設定最低工賃 円	今回調査分 円	対最低工賃比 %
1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1カ所につき				13	14.4	110.8
2	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき				20	24.8	124.0
3	スナップ付け	1cm型	1組につき	19	25.8	135.8			
4	かぎホック付け	ウエスト用以外、小2つ穴	1組につき	20	33.3	166.5			
5	ボタン付け	根巻きあり、力ボタンあり、2つ穴	1組につき	12	18	150.0	14	19.1	136.4
		根巻きあり、力ボタンあり、4つ穴	1組につき	13	20.5	157.7	15	21.6	144.0
		根巻きあり、力ボタンなし、2つ穴	1組につき	10	13.6	136.0	11	14.2	129.1
		根巻きあり、力ボタンなし、4つ穴	1組につき	11	14.9	135.5	11	15.5	140.9
		根巻きなし、力ボタンなし、2つ穴	1組につき	10	12.5	125.0	11	13.4	121.8
		根巻きなし、力ボタンなし、4つ穴	1組につき	11	13.5	122.7	11	13.6	123.6
6	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5cm	1カ所につき	12	17.5	145.8			
7	ベント止め	×印のしつけ止め	1カ所につき				9	10.1	112.2
8	ブリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき	8	10	125.0			
9	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき				12	14.3	119.2
10	肩パット付け		1組につき	33	38.3	116.1	34	38.8	114.1
11	糸くず取り		1枚につき	18	23.2	128.9	20	23.9	119.5

2. 婦人既製服(2)

整理番号	品目			コスト		パワー		対最低工賃比
	工程	規格	設定単位	設定最低工賃	今回調査分	設定最低工賃	今回調査分	
1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1カ所につき	12 円	14.6 円	121.7 %		%
2	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	19	28.3	148.9		
3	スナップ付け	1cm型	1組につき	19	25.1	132.1	25	131.6
4	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき				32.1	145.9
5	ボタン付け	根巻きあり、力ボタンあり、2つ穴	1組につき	13	18.3	140.8	11	155.5
		根巻きあり、力ボタンあり、4つ穴	1組につき	15	20.4	136.0	13	152.3
		根巻きあり、力ボタンなし、2つ穴	1組につき	10	13	130.0	9	138.9
		根巻きあり、力ボタンなし、4つ穴	1組につき	12	15.1	125.8	11	139.1
		根巻きなし、力ボタンなし、2つ穴	1組につき	10	11.9	119.0	9	137.8
		根巻きなし、力ボタンなし、4つ穴	1組につき	12	14	116.7	11	140.9
6	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5cm	1カ所につき	12	18.4	153.3	12	150.0
7	ベント止め	×印のしつけ止め	1カ所につき	10	9.9	99.0	9	107.8
8	ブリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき	9	9.6	106.7	8	115.0
9	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき	19	20.7	108.9		
10	肩パット付け		1組につき	33	35.8	108.5		
11	糸くず取り		1枚につき	23	28	121.7		

2. 婦人既製服 (3)

整理番号	品目			スラックス		
	180	規格	設定単位	設定最低工賃	今回調査分	対最低工賃比
1	スナップ付け	1 cm 型	1組につき	19 円	24.6 円	129.5 %
2	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	23	30.4	132.2
3	ボタン付け	根巻きあり、力ボタンあり、2つ穴	1組につき	11	16.7	151.8
		根巻きあり、力ボタンあり、4つ穴	1組につき	13	18.8	144.6
		根巻きあり、力ボタンなし、2つ穴	1組につき	9	12.3	136.7
4	鎖系ループ付け	根巻きあり、力ボタンなし、4つ穴	1組につき	11	12.9	117.3
		根巻きなし、力ボタンなし、2つ穴	1組につき	9	11.5	127.8
		根巻きなし、力ボタンなし、4つ穴	1組につき	11	12.8	116.4
5	ベント止め	糸ループの長さ5cm ×印のしつけ止め	1カ所につき	9	15.8	175.6
6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき	8	9.6	120.0

13 最近の景況等について

【業界及び貴事業所の景況について】

- ・従業員の高齢化と人材不足。
- ・コロナ等による事業の業状も少し上向きになってきているようにも思えるが、人材不足・物価高騰の影響により厳しい現状は続いている。
- ・以前より社員の希望が減少。人材が集まらない。現状の社員も高齢者が多くなり定年で退職する人が多く、人員が減少していく。生産能力も低下する。
- ・一部研修生もいるが、言葉と習慣の大きな問題多く大変である。
- ・ここにきてコロナ禍によるファッション業界の低迷から完全に抜け、コロナ前の水準まで回復した状況にあるが、各工場とも経費の高騰により給与を支払って赤字スレスレの経営状態にある。
- ・コロナ禍で海外から国内へ依頼が戻ってきた状態から緩和されたことで、再び海外へと移行しているようである。また異常気象も影響し、季節ごとの受注数量にも大きく影響が及んでいる。
- ・物価高騰により納品先の販売状況が悪く、今まで受注できていた数量が 1/10 位程度に落ち込み、他の取引先を探しても同業他社との価格競争を余儀なくされ、以前よりも厳しい状況が続いている。大幅な人件費の高騰も続いているために会社の存続が非常に厳しい。
- ・最低賃金に合わせて人件費を上げるのが精いっぱい、社員の他業種への移籍が止まらず減る一方。
- ・内職者の高齢化により難しい工程が増えたので糸切りや下札つけ等の簡易な作業をお願いしている。
- ・最低工賃が増えたが、縫製工賃があまり上がらないので苦しくなっている。
- ・コロナで落ち込んでいた状況から受注・生産が少しずつ戻ってきたが、まだまだ厳しい状況にある。
- ・増産依頼はあるが、体制が整わないため受注制限のような状態。

山形県男子・婦人既製服製造業

家内労働実態調査結果表

(家内労働者)

令和 5 年 9 月

山 形 労 働 局

山形県男子・婦人既製服製造業

家内労働実態調査結果表（家内労働者）について

- 1 本調査結果は、山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃改正の審議に資するため、山形労働局において山形県内の同製造業の委託者として把握していた 25 事業場を対象に、工賃等の実態について調査を実施したものである。
- 2 本調査は、令和 5 年 9 月末現在の実態について実施した。
- 3 調査対象事業場 25 件から、委託している家内労働者 2 名をそれぞれ選定してもらい家内労働調査票を配布してもらった。対象 50 名中提出数は 40 名（提出率 80.0%）であった。うち 3 名は男子・婦人既製服製造業以外の繊維製品製造業に従事する家内労働者であったが、全数について集計を行った。

問 1

(1) 【性別】

男	0	女	40
---	---	---	----

(2) 【年齢】

20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上	無回答
0	0	0	0	2	13	25	0

問 2

【経験年数】

1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上	無回答
1	3	10	7	19	0

問 4

(1) 【世帯主との関係】

本人	配偶者	その他	無回答
7	22	11	0

(2) 【家内労働者本人が世帯主の場合の労働形態】

専業	0
副業	0
年金受給者家計補助	7
無回答	0

(3) 【家内労働者が世帯主の配偶者の場合の世帯主の職業】

雇用労働者	2
農林・林業・自営業	4
年金受給者	15
その他	1
無回答	0

(4) 【家内労働者が世帯主の配偶者の場合の世帯主の月収額】

15万円未満	15万円以上 25万円未満	25万円以上 35万円未満	35万円以上 45万円未満	45万円以上	無回答
6	8	3	0	0	5

問 5

(1) 【1ヶ月の就業日数】

10日未満	10日以上 15日未満	15日以上 20日未満	20日以上 25日未満	25日以上	無回答
2	6	7	17	6	2

(2) 【1日当たりの就業時間】

4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上	無回答
13	9	7	7	1	2	0	1	0

問 6

(1) 【家内労働の仕事量の変化(1年前と比較)】

仕事量が増えた	4
仕事量が減った	6
変わらない	29
1年前は家内労働に従事なし	0
無回答	1

(2) 【仕事量が減った理由】

委託量が減った	3
自分の都合で減	3
その他	0
無回答	0

問 7 【1ヶ月当たりの工賃額】

10,000円 未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上 25,000円未満	25,000円以上 35,000円未満	35,000円以上 45,000円未満	45,000円以上 55,000円未満	55,000円以上 65,000円未満	65,000円以上 75,000円未満	75,000円以上	無回答
3	4	7	16	5	1	2	1	1	0

問 8

【家内労働に直接要した必要経費】

	補助材料費	工作具費	その他	無回答
1,000円未満				
1,000円以上 5000円未満	1	3		
5,000円以上10,000円未満				
10,000円以上15,000円未満				
15,000円以上25,000円未満				
25,000円以上				

問 9

(1) 【工賃の受け取り場所】

自宅	グループ リーダーの家	委託者の 営業所	金融機関 (振込)	その他	無回答
18	0	3	19	0	0

(2) 【工賃の支払い時期】

納品の都度	1ヶ月1回	1ヶ月2回	その他	無回答
0	40	0	0	0

問10

【原材料、加工品の受け渡し場所】

自宅	グループ リーダーの家	委託者の 営業所	その他	無回答
37	0	2	1	0

問11

【委託契約方法】

家内労働手帳 (手帳式)	家内労働手帳 (伝票式)	ノート類 (メモ等を含)	口約束	無回答
2	33	5	0	0

問12

(1) 【危険有害な機械類、原料・材料使用状況】

使用している	使用していない	無回答
0	40	0



(2) 【使用している危険有害な機械類、原材料】

--

(3) 【危険有害な機械類、原料・材料使用している場合の危険の防止措置状況】

講じている	講じていない	無回答
0	0	0

問13

(1) 【健康診断の受診状況】

受診した	受診していない	無回答
34	6	0



(2) 【健康診断の内容】(複数回答)

特殊健康診断(有機溶剤・鉛等)	0
その他の健康診断	33
無回答	1

(3) 【健康診断を受診しない理由】(複数回答)

忙しくて受診する時間がない	1
受診にお金がかかる	0
受診の必要性を感じていない	4
受診の仕方がわからない	0
近くに受診できる機関(病院)がない	0
その他	2
無回答	0

(4) 【健康診断受診についての委託者からの指導状況】

指導あり	4	指導なし	35	無回答	1
------	---	------	----	-----	---

問14

【けが、病気等の有無】

けがをした	病気にかかった	けがも病気もしていない	無回答
0	1	37	2

問15

【働いている理由】(複数回答)

生計維持のため	4
家計の補助のため	12
自分の自由になるお金を得るため	20
技能や経験を生かすため	2
いきがいのため	4
余暇時間を活用するため	18
その他	0
無回答	3

問16

【家内労働を選んだ理由】(複数回答)

外に出て働きたいが、適当な就職口がないから	6
体力的に外に出て働けないから	4
家事・育児・介護のため外に出て働けないから	4
都合のいい時期、時間に働けるから	27
技能や趣味をいかした仕事をしたいから	8
簡単な仕事だから	6
友人・知人がやっているから	2
その他	2
無回答	2

問17

(1) 【家内労働以外の仕事に従事の有無】

従事していない	35
従事している	4
無回答	1

(2) 【現在の家内労働を始め直前の仕事の形態】

仕事は何もしていなかった	9
ほかの家内労働をしていた	3
正社員として働いていた	10
パートタイマーとして働いていた	9
自営業をしていた	1
その他	1
無回答	2

問18

(1) 【家内労働をする上で困っていること】

あ る	7
な い	32
無回答	0

(2) 【困っていることの理由】(複数回答)

工賃が安い	6
仕事があったり、なかったりする	4
仕事が単調である	0
納期に追われる	0
家が汚れる	1
仕事をする場所が確保できない	0
家事等との両立が難しい	0
その他	0
無回答	0

(3) 【今の家内労働を続けたいかどうか】

続けたい	38
やめたい	2
無回答	0

【今後何をしたいか】

現在とは違う家内労働をしたい	0
正社員として働きたい	0
パートタイマーとして働きたい	0
自営業をやりたい	0
今後家内労働を含め、仕事はしたくない	2
その他	0

賃金改定状況調査結果及び山形県最低賃金の推移

1. 賃金改定状況調査結果の推移(第4表①)

第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率

全産業 Cランク (Dランク)	年度	21年度	23年度	26年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	令和4年度まではDランク	対前年度の賃金上昇率(%)	-0.2	-0.5	0.9	0.9	2.0	-1.3	-2.3	1.1	0.8
	1時間当たり賃金額	1148	1150	1161	1221	1246	1230	1202	1215	1225	1224
	賃金上昇率(%)		H21-23 0.17	H21-26 1.13	H21-29 6.36			H29-R2 -1.56			H29-R5 0.25

製造業 Cランク (Dランク)	年度	21年度	23年度	26年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	令和4年度まではDランク	対前年度の賃金上昇率(%)	-0.4	-0.6	0.5	0.9	1.7	-0.3	1.6	-1.4	10.1
	1時間当たり賃金額	1069	1098	1130	1146	1166	1163	1182	1166	1284	1229
	賃金上昇率(%)		H21-23 2.71	H21-26 5.71	H21-29 7.20			H29-R2 3.14			H29-R5 7.24

※令和2年より産業分類の集計区分を一部変更したが、集計プログラムの改修に誤りがあったことが令和3年調査時に判明。令和2年の集計を訂正したもの。

※令和5年度よりランク区分がA～Dの4区分からA～Cの3区分に変更されたもの。

2. 山形県最低賃金の推移 (参考)

山形県 最低賃金	年度	21年度	23年度	26年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		対前年度の賃金上昇率(%)	0.32	0.31	2.26	3.07	3.25	3.54	0.38	3.66	3.89
	最賃額	631	647	680	739	763	790	793	822	854	900
	賃金上昇率(%)		H21-23 2.54	H21-26 7.77	H21-29 17.11			H29-R2 7.31			H29-R5 21.79

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃

【発効日：平成30年4月6日】

- ◎ 男子・婦人既製服製造業の最低工賃は、平成30年4月6日から改正されています。
委託者は家内労働者に対し、最低工賃額以上の工賃を支払う義務があります。
この最低工賃は、次の業務に従事する県内全ての家内労働者（内職者）に適用されます。
- ◎ 家内労働（内職）中の災害防止や健康管理に心掛けましょう。

最低工賃についての照会、ご相談は下記へ連絡ください。

山形労働局 労働基準部 賃金室

〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
TEL (023) 624-8224



山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211
山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎

米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120
米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎

庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714
鶴岡市大塚町17-27 鶴岡合同庁舎

新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227
新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎

村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815
村山市楯岡楯2-28 村山合同庁舎

(1) 男子既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品 目	工 程	規 格	金 額
背広上衣	1	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(30センチメートル)につき 37 円
	2	肩裏まつり	1枚(17センチメートル×2)につき 42 円
	3	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上 1枚(60センチメートル×2)につき 138 円
	4	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上 1枚(32センチメートル×2)につき 69 円
	5	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(10センチメートル)につき 17 円
	6	ベント止め	2本糸で×印のしつけ止め 1枚につき 10 円
	7	背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(20センチメートル×2)につき 52 円
	8	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 21 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 17 円
根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円			
9	糸くず取り	1枚につき 40 円	
ズボン	1	腰裏かんぬき止め	8カ所 1本につき 28 円
	2	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に 10針以上 1本につき 11 円
	3	前立てまつり	1本につき 11 円
	4	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1本につき 11 円
	5	シックまつり	1本につき 13 円
	6	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 11 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 9 円
根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 9 円			
7	糸くず取り	1本につき 29 円	

(2) 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

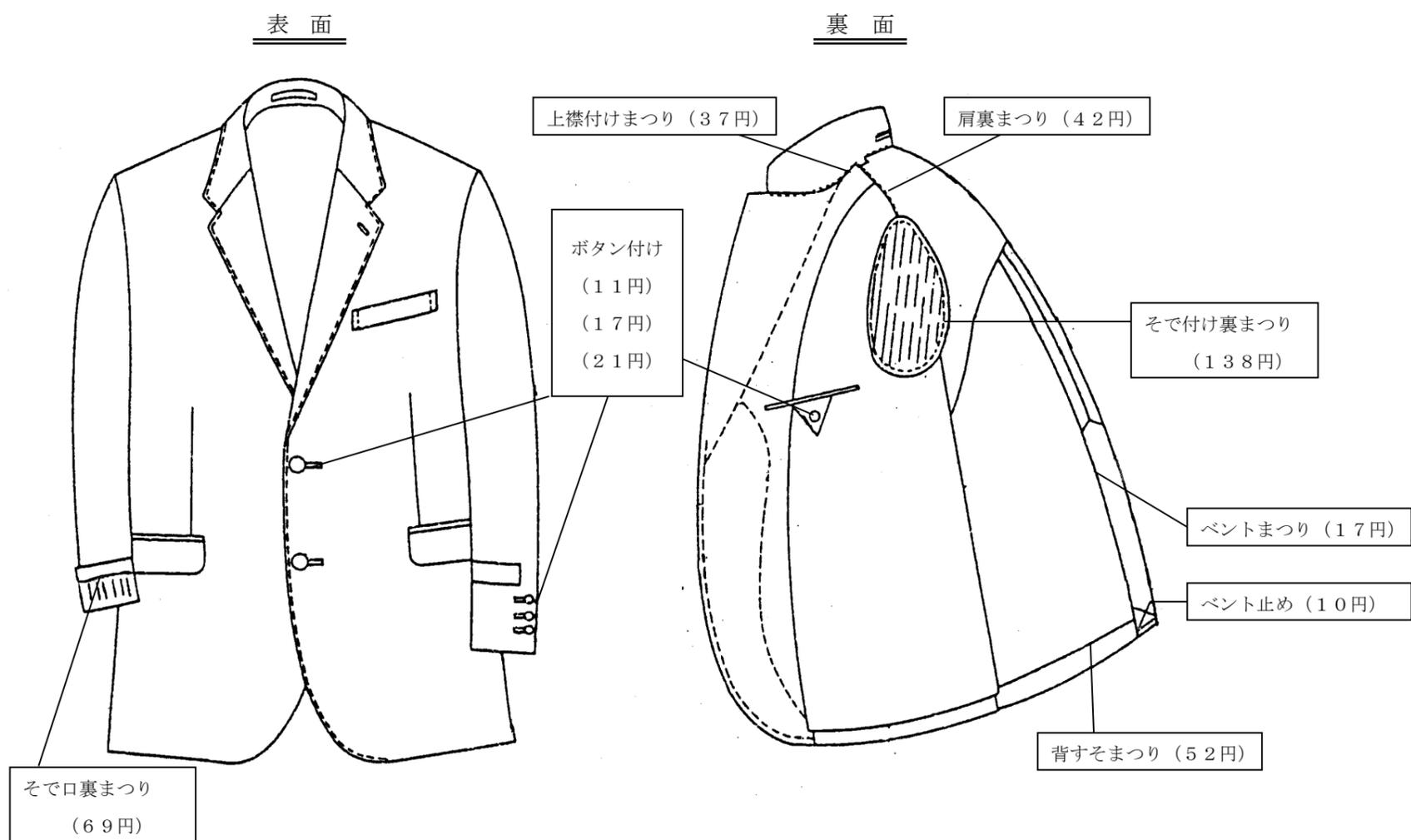
ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、

1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

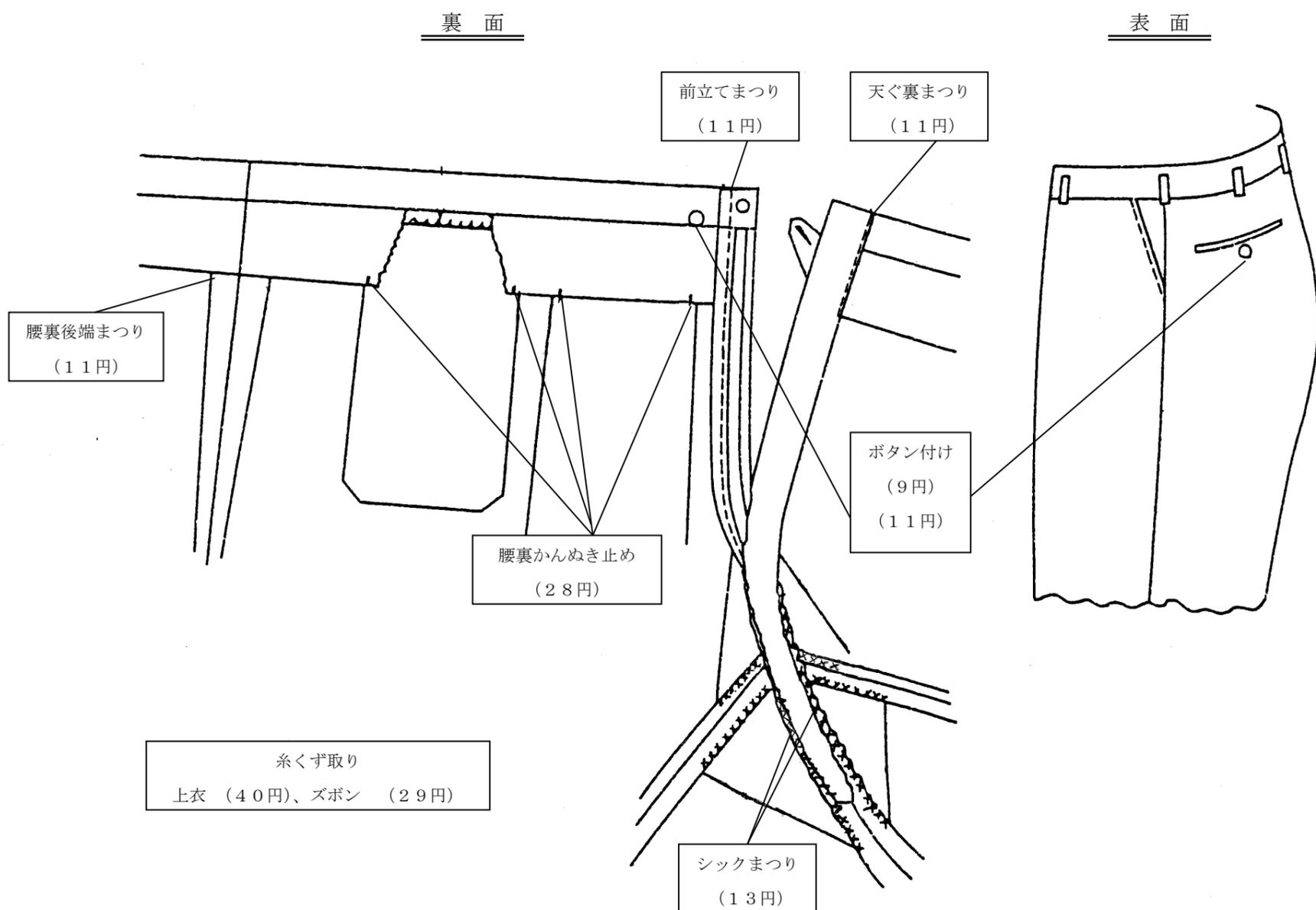
品目	工程	規格	金額	
ワンピース	1	スナップ付け	1センチメートル型 1組につき 19 円	
	2	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴 1組につき 20 円	
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴)	1個につき 12 円
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴)	1個につき 13 円
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴)	1個につき 10 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴)	1個につき 10 円
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴)	1個につき 11 円
	4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル 1カ所につき 12 円	
	5	プリーツしつけ	×印のしつけ止め 1カ所につき 8 円	
6	肩パット付け	1組につき 33 円		
7	糸くず取り	1枚につき 18 円		
ブレザー	1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上 1カ所につき 13 円	
	2	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上 10センチメートルにつき 20 円	
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴)	1個につき 14 円
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴)	1個につき 15 円
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴)	1個につき 11 円
	4	ベント止め	×印のしつけ止め 1カ所につき 9 円	
	5	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上 10センチメートルにつき 12 円	
6	肩パット付け	1組につき 34 円		
7	糸くず取り	1枚につき 20 円		
コート	1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上 1カ所につき 12 円	
	2	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上 10センチメートルにつき 19 円	
	3	スナップ付け	1センチメートル型 1組につき 19 円	

品目	工程	規格	金額	
コート	4	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴) 1個につき 13 円	
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 15 円	
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴) 1個につき 10 円	
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円	
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴) 1個につき 10 円	
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円	
	5	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1カ所につき 12 円
	6	ベント止め	×印のしつけ止め	1カ所につき 10 円
	7	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき 9 円
	8	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	10センチメートルにつき 19 円
9	肩パット付け		1組につき 33 円	
10	糸くず取り		1枚につき 23 円	
スカート	1	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	2	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22 円
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴) 1個につき 11 円	
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 13 円	
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴) 1個につき 9 円	
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円	
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴) 1個につき 9 円	
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円	
4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1カ所につき 12 円	
5	ベント止め	×印のしつけ止め	1カ所につき 9 円	
6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき 8 円	
スラックス	1	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	2	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 23 円
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴) 1個につき 11 円	
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 13 円	
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴) 1個につき 9 円	
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円	
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴) 1個につき 9 円	
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円	
4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1カ所につき 9 円	
5	ベント止め	×印のしつけ止め	1カ所につき 9 円	
6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき 8 円	

男子既製服上衣まとめ作業工程解説図

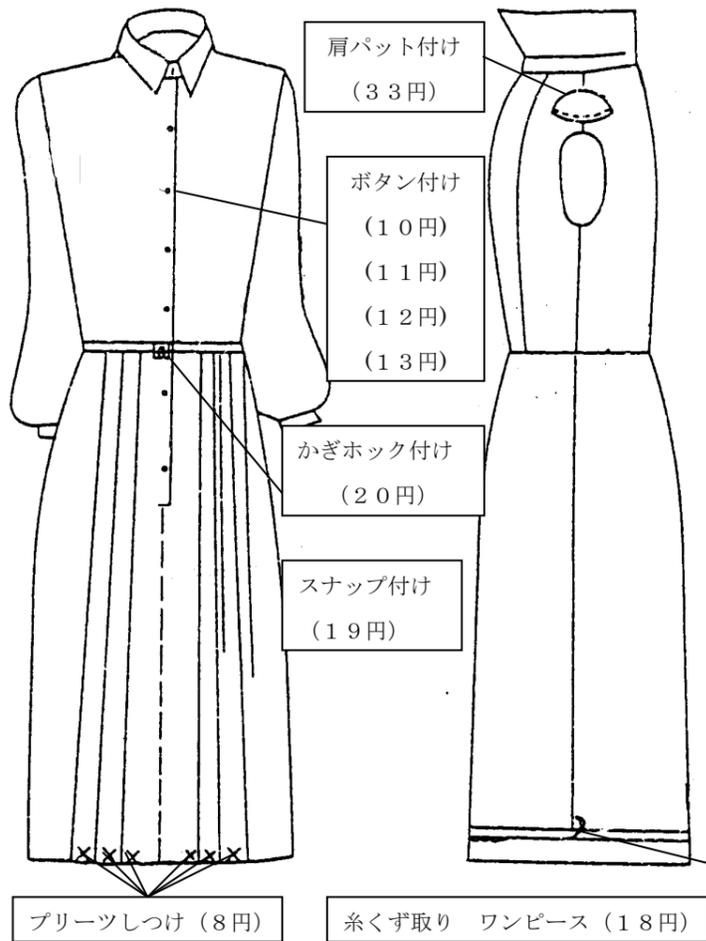


男子既製服ズボンまとめ作業工程解説図



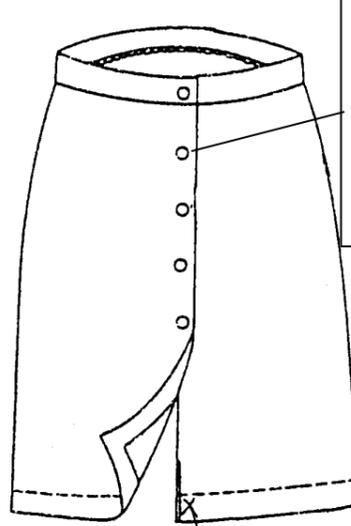
婦人既製服まとめ作業工程解説図

ワンピース



スナップ付け (スカート参照)

スカート

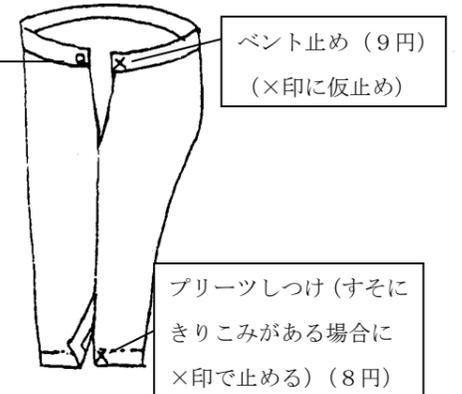


かぎホック付け
 スカート (22円)
 スラックス (23円)

鎖系ループ付け (12円)

プリーツしつけ (ワンピース参照) (8円)

スラックス

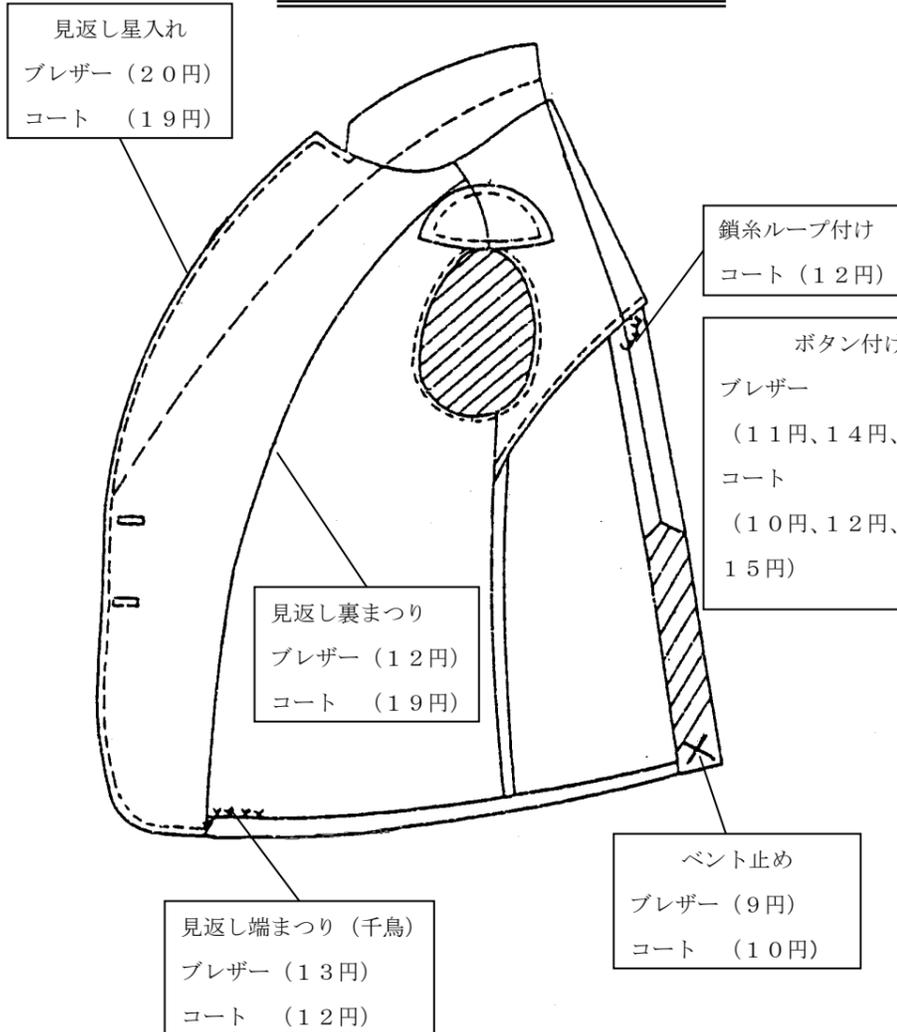


(他の工程はスカート参照)

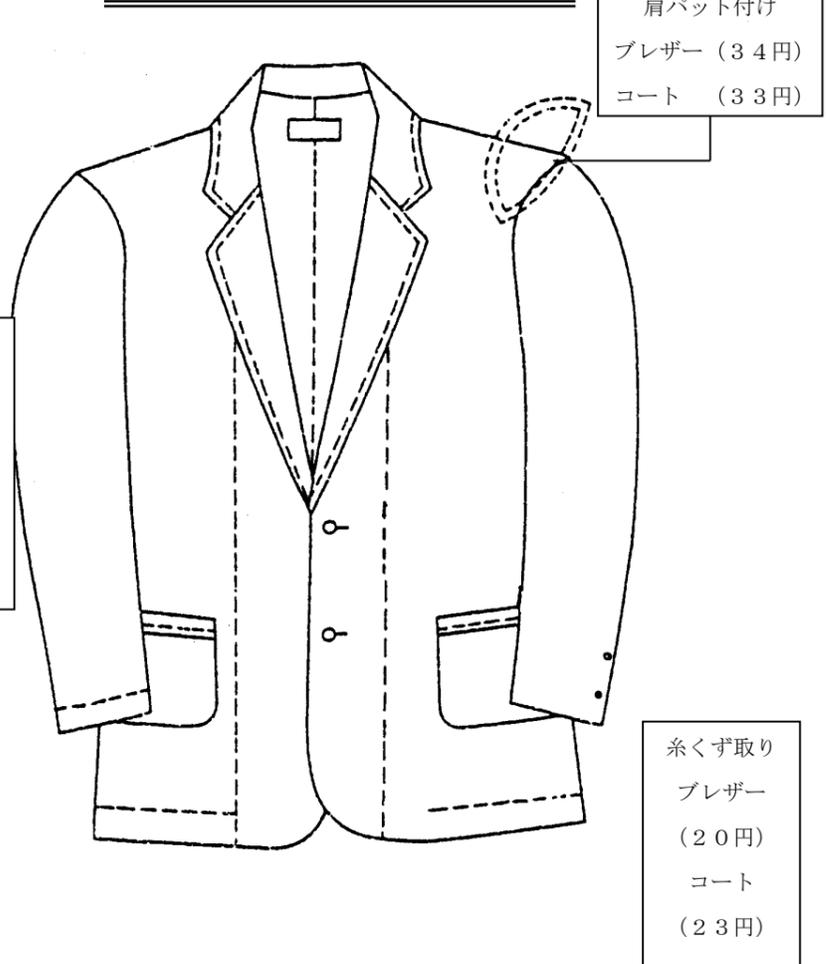
スナップ付け
 スカート (19円)
 スラックス (19円)

鎖系ループ付け
 スカート (12円)
 スラックス (9円)

ブレザーコート 裏面



ブレザーコート 表面



プリーツしつけ (ワンピース参照)
 コート (9円)

スナップ付け
 コート (19円)

全国の男子・婦人既製服製造業最低工賃対比表

(山形県設定品目・工程対応分)

(令和5年9月末現在)

(単位：円)

品目	工程	規	格	H00.4.6	H13.3.19	R4.4.1	R4.6.1	H29.5.4	R3.4.2	R3.5.1	H15.4.1	R4.4.21	H124.6	H14.3.31	H29.8.1	H27.5.21	H15.6.25	R5.8.12	H21.5.10	H12.2.17	佐賀	H13.4.1	R5.5.17	鹿兒島	平均	山形除	東北6県	真北 (山形除)	〇ランク (山形除)	〇ランク (山形除)	
				山形	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	福島	茨城	栃木	新潟	長野	大阪	鳥取	島根	広島	山口	福岡	長崎	宮崎	鹿児島	東北6県	真北 (山形除)	〇ランク (山形除)	〇ランク (山形除)				
背	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	37		46	42					54	34							※	※		※		42.6	44.0	41.7	44.0	31.3	29.3	
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき	42	38	39		37				※	41	35		※	24			※	25			※	35.1	34.1	39.3	38.0	32.5	29.3	
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	138	118	157	176	126				196	202	130	170	※	※	※	※	※	102			※	151.5	153.0	149.3	153.0	143.3	145.0	
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき	69	55		75	66				※	83	55		※	49			※	38			※	61.3	60.1	70.0	70.5	57.8	54.0	
	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(10cm)につき	17	※	19	※	16				※	※	※		※	※	※	※	※	※			※	17.3	17.5	17.3	17.5	18.0	19.0	
	ベント止め	2本糸で×印のしつけ止め	1枚につき	10	5	10	10					※	7			※	※	※	※	※	※			※	8.3	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき	52	30	66		53				52	62	37		※	※	※	※	※	※			※	47.5	46.9	57.0	59.5	48.7	47.0	
	衣		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき	21	※	※	※				※	※	※		※	※	※	※	※	※			※	21.0	-	21.0	-	21.0	-	-
			根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき	17	※	※	※				※	※	※		※	※	※	※	※	※			※	17.0	-	17.0	-	17.0	-	-
			根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき	11	※	※	※				※	※	※		※	※	※	※	※	※			※	11.0	-	11.0	-	11.0	-	-
ズ	糸くず取り		1枚につき	40	32	39	32	36	31	31	68	※	※	33	72	58	53	53	※	※			※	46.0	46.5	35.6	34.5	40.0	40.0	40.0	
	腰裏かんぬき止め	8カ所	1本につき	28	28	※		46	31	31	※	※	18		※		※	※	※	18			28.3	28.3	35.0	38.5	25.7	24.5	24.5		
	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき	11	10	13	11	11					※	※	11	※	※	※	※	※			11.0	11.0	11.5	11.7	11.7	12.0	12.0		
	前立てまつり		1本につき	11	10	13	14	11				※	※	15	9	9		10	10	10			11.3	11.3	12.3	12.7	12.0	12.3	12.3		
	天ぐ裏まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき	11	10	13	14	11				※	※	14	9	9		10	10	10			11.1	11.1	12.3	12.7	12.0	12.0	12.3		
	シックまつり		1本につき	13	9	13	26	32				※	※				※	※	※	※			18.3	19.4	21.0	23.7	17.3	19.5	19.5		
	ン		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき	11	※	※	※				※	※	※		※	※	※	※	※	※			11.0	-	11.0	-	11.0	-	-	
			根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき	9	※	※	※				※	※	※		※	※	※	※	※	※			9.0	-	9.0	-	9.0	-	-	
			根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき	9	※	※	※				※	※	※		※	※	※	※	※	※			9.0	-	9.0	-	9.0	-	-	
	糸くず取り		1本につき	29	23	30	29	29	29	14	37	20	※	22		23	22	23	※	※			24.5	24.2	28.0	27.8	24.8	23.8	23.8		

品目	工程	規格	山形	R4.4.1	R4.6.1	H29.5.4	R9.4.2	R9.5.1	H17.4.1	R4.4.21	H18.5.6	R5.5.5	H21.4.21	H12.4.6	R4.4.22	R4.4.22	R5.4.22	廣止	H27.4.17	R6.8.12	H27.4.17	H13.4.1	H16.4.25	H13.9.6	廣止	平均	山形除	東北6県	東 北 (山形除)	Cランク (山形含)	Cランク (山形除)	
				R4.4.1	R4.6.1	H29.5.4	R9.4.2	R9.5.1	H17.4.1	R4.4.21	H18.5.6	R5.5.5	H21.4.21	H12.4.6	R4.4.22	R4.4.22	R5.4.22	廣止	H27.4.17	R6.8.12	H27.4.17	H13.4.1	H16.4.25	H13.9.6	廣止							
ワンピース	スナップ付け	1cm型	1組につき	19	17	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	17.4	17.2	17.3	16.5	16.4	15.8
	かきホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	20	22	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	20.6	20.7	21.3	22.0	20.7	21.0
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12.5	13.0	12.0	-	12.0	-
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	14	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13.5	14.0	13.0	-	13.0	-
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.0	10.0	10.0	-	10.0	-
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.5	10.0	11.0	-	11.0	-
	銀糸ループ付け	根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9.0	8.5	10.0	-	10.0	-
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.5	10.0	11.0	-	11.0	-
		糸ループの長さ5cm	1カ所につき	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.6	10.3	12.0	-	10.7	10.0
		×印のしつけ止め	1カ所につき	8	10	8	9	※	7	9	11	9	10	9	10	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	8.4	8.4	8.4	8.5	7.4	7.3
ブルゾン	肩パット付け		33	39	※	36	27	45	※	34	34	36	※	38	※	32	※	※	※	※	※	※	33	※	※	35.2	35.4	36.0	36.8	33.0	33.0	
	糸くず取り		18	25	25	30	※	19	19	23	16	※	20	※	15	※	※	※	※	※	※	15	11	※	※	19.3	19.4	23.4	24.8	17.7	17.7	
	見返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1カ所につき	13	※	16	※	※	※	16	13	※	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12.2	12.1	14.0	14.5	11.5	11.0	
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	20	22	※	34	※	※	※	16	14	※	15	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	17.4	17.1	23.0	24.0	15.6	14.5	
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき	14	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13.5	13.0	14.0	-	14.0	-
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき	15	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	14	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	14.5	14.0	15.0	-	15.0	-
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.5	10.0	11.0	-	11.0	-
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.5	10.0	11.0	-	11.0	-
	ベルト止め	根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9.3	8.5	11.0	-	11.0	-
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.5	10.0	11.0	-	11.0	-
×印のしつけ止め		1カ所につき	9	10	8	10	※	7	9	11	9	11	9	10	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	8.9	8.8	8.8	8.8	8.3	8.0	
針目が3cm間隔に4針以上		10cmにつき	12	15	10	※	※	※	※	16	14	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12.8	13.0	12.3	12.5	11.8	11.7	
コート	肩パット付け		34	39	※	35	27	※	※	34	34	※	38	※	32	※	※	※	※	※	※	※	33	※	※	34.1	34.1	33.8	33.7	33.3	33.0	
	糸くず取り		20	22	25	27	28	※	19	23	16	※	20	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	19.8	19.8	24.4	25.5	19.0	18.9	
	見返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	12	※	13	※	※	※	※	16	13	※	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	11.6	11.6	12.5	13.0	10.7	10.0	
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	19	※	16	※	※	※	17	14	※	15	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	14.4	13.7	17.5	16.0	13.8	12.0	
	スナップ付け	1cm型	1組につき	19	17	※	16	※	※	※	23	18	※	17	※	18	※	13	※	※	※	※	※	15	※	※	17.3	17.1	17.3	16.5	16.0	15.0
		根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13.0	13.0	13.0	-	13.0	-
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき	15	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	14	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	14.5	14.0	15.0	-	15.0	-
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.0	10.0	10.0	-	10.0	-
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	11.0	10.0	12.0	-	12.0	-
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9.0	8.5	10.0	-	10.0	-
根巻きなし、カボタンなし、4つ穴		1個につき	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	11.0	10.0	12.0	-	12.0	-	
糸ループの長さ5cm		1カ所につき	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	11.0	10.4	12.0	-	12.0	-	
ベルト止め	×印のしつけ止め	1カ所につき	10	10	8	9	※	7	9	11	9	11	9	10	10	※	6	※	※	※	※	※	※	※	※	8.9	8.8	8.8	8.5	8.5	8.0	
	針目が3cm間隔に4針以上	1カ所につき	9	※	8	9	※	7	9	11	9	10	9	10	10	※	5	※	※	※	※	※	※	※	※	8.6	8.6	8.3	8.0	7.7	7.0	
	針目が3cm間隔に5針以上	10cmにつき	19	※	10	※	※	※	※	16	14	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13.8	12.5	14.5	10.0	13.0	10.0	
	針目が3cm間隔に4針以上	1組につき	33	39	※	33	27	※	※	34	34	※	38	※	32	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	33.8	33.9	33.0	33.0	33.0	33.0	
糸くず取り		23	26	25	26	28	28	25	19	23	16	※	20	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	20.6	20.4	25.5	26.0	19.9	19.4		

(婦人既製服 2/2)

品目	工程	規格	山形	R4.4.1	R4.6.1	H29.5.4	R9.4.2	R9.5.1	H17.4.1	R4.4.21	H18.5.6	R5.5.5	H21.4.21	H12.4.6	R4.4.22	R4.4.22	R5.4.22	山梨	静岡	大阪	H27.5.21	R6.8.12	H27.4.17	R4.4.24	H13.4.1	H18.4.25	H13.9.6	藤止						
				青森	岩手	宮城	秋田	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	東京	新潟	福井	山梨	静岡	大阪	鳥取	広島	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	平均	山形除	東北6県	東 北 (山形除)	Cランク (山形除)			
スカート	スナップ付け	1cm型	1組につき	22	22	21	22	22	23	18	25	22	17	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13	15	14	※	17.5	17.4	19.0	19.0	16.8	16.4
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22	21	22	22	22	23	18	25	22	17	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	20	20	23	※	21.8	21.8	21.8	21.7	21.3	21.2
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12.0	13.0	11.0	-	11.0	-
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	14	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13.5	14.0	13.0	-	13.0	-
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9.5	10.0	9.0	-	9.0	-
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.5	10.0	11.0	-	11.0	-
	スラックス	ボタン付け	根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	8.7	8.5	9.0	-	9.0	-
			根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.5	10.0	11.0	-	11.0	-
		スナップ付け	糸ループの長さ5cm	1カ所につき	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.1	9.8	12.0	-	9.7	8.5
			×印のしつけ止め	1カ所につき	9	10	8	9	※	7	9	11	9	11	9	10	7	10	10	10	10	10	7	5	5	6	6	6	8.4	8.3	8.6	8.5	7.5	7.2
プリーツしつけ		×印のしつけ止め	糸ループの長さ5cm	1カ所につき	8	10	8	8	※	7	9	11	9	10	7	10	10	10	10	10	7	5	5	6	6	6	6	8.0	8.0	8.2	8.3	7.0	6.8	
			×印のしつけ止め	1カ所につき	19	17	16	※	※	※	※	※	※	※	17	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	17.0	16.8	17.3	16.5	15.6	14.8
スラックス	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき	23	20	21	22	※	※	※	25	※	22	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	20	20	23	21.8	21.6	21.5	21.0	21.2	20.8
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12.0	13.0	11.0	-	11.0	-
	スナップ付け	根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき	13	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	14	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	13.5	14.0	13.0	-	13.0	-
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9.5	10.0	9.0	-	9.0	-	
	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき	11	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	10.5	10.0	11.0	-	11.0	-
			根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	9	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	8.7	8.5	9.0	-	9.0	-
プリーツしつけ	×印のしつけ止め	糸ループの長さ5cm	1カ所につき	9	※	※	※	※	※	※	12	※	12	※	※	10	10	10	10	10	7	8	8	※	※	※	10	10.2	10.4	9.0	-	9.5	10.0	
		×印のしつけ止め	1カ所につき	9	8	8	※	※	7	11	9	11	9	10	7	10	10	10	10	7	5	5	6	6	6	6	8.1	8.1	8.0	7.5	7.0	6.5		
プリーツしつけ	×印のしつけ止め	糸ループの長さ5cm	1カ所につき	8	8	8	※	※	11	9	10	9	10	7	10	10	10	10	7	5	5	6	6	6	6	8.0	8.0	8.0	7.7	7.5	7.5	6.8	6.5	
		×印のしつけ止め	1カ所につき	8	8	8	※	※	11	9	10	9	10	7	10	10	10	10	7	5	5	6	6	6	6	8.0	8.0	8.0	7.7	7.5	7.5	6.8	6.5	

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定について

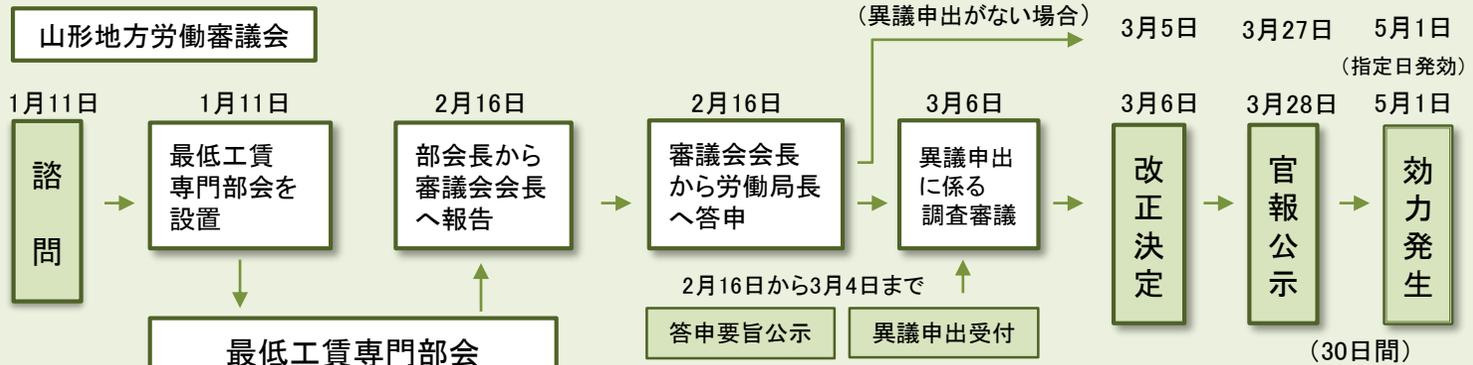
最低工賃改正決定の流れ

最低工賃の改正について

最低工賃は、原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを行うこととされており、山形県においては令和5年度が該当年度。

地方労働審議会令

- 第6条第4項（部会長）**
公益委員のうちから部会長を選挙する。
- 第6条第6項（部会長代理）**
部会長に事故があるときは、公益委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 第7条（最低工賃専門部会）**
専門部会委員は会長が指名する。



山形地方労働審議会運営規程

第10条第1項（議決）
部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。

山形地方労働審議会の組織

山形地方労働審議会

労働災害防止部会

家内労働部会

最低工賃専門部会

家内労働法

第21条第1項（専門部会等）
審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低工賃専門部会運営規程

第2条（委員の人数）
専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3名とする。

最低工賃専門部会委員（敬称略・五十音順）

【公益代表】

澤邊みさ子 東北公益文科大学教授
砂田洋志 山形大学教授
本間佳子 弁護士

【家内労働者代表】

出利葉康隆 UAゼンセン山形県支部支部長
紺野美穂 連合山形女性委員会委員長
納富聡 JAM南東北山形県連絡会会長

【委託者代表】

岩田雅史 山形商工会議所専務理事
武田由美子 株式会社パオラレディ取締役 *臨時委員
丹哲人 一般社団法人山形県経営者協会専務理事



令和6年2月16日

山形地方労働審議会
会長 澤邊 みさ子 殿

山形県男子・婦人既製服製造業
最低工賃専門部会
部会長 砂 田 洋 志

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定について

当専門部会は、令和6年2月16日、第1回専門部会を開催し、審議した結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

別 紙

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

山形県の区域内で、男子既製服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとの業務又は婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子既製服製造業に係るまとの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で
換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工 程	規 格	金 額
背 広 上 衣	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(30センチメートル)につき 41円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき 47円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき 155円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき 77円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 19円
	ベント止め	2本糸で×印のしつけ止め	1枚につき 11円
	背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 58円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 24円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 19円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
糸くず取り		1枚につき 45円	

ズ ボ ン	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 31円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 12円
	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 12円
	天ぐ裏まつり		1本につき 12円
	シックまつり		1本につき 15円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 10円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 10円
	糸くず取り		1本につき 32円

(2) 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した
金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワ ン ピ ー ス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 13円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 15円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 11円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 11円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 13円
	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1か所につき 9円
	肩パット付け		1組につき 37円
	糸くず取り		1枚につき 20円

ブ レ ザ ー	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 15円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 22円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 16円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 17円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 12円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 12円
	根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円	
	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき 10円
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 13円
肩パット付け		1組につき 38円	
糸くず取り		1枚につき 22円	
コ ー ト	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 21円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 15円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 17円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 11円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 13円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 11円
	根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 13円	
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 13円
	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき 11円
	プリーツしつけ		1か所につき 10円
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 21円	
肩パット付け		1組につき 37円	
糸くず取り		1枚につき 26円	

ス カ ー ト	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21円
	かぎホック付 け	ウエスト用、前かん	1組につき 25円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 12円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 15円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
	鎖糸ループ付 け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 13円
	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき 10円
プリーツしつ け	1か所につき 9円		
ス ラ ッ ク ス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21円
	かぎホック付 け	ウエスト用、前かん	1組につき 26円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 12円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 15円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
	鎖糸ループ付 け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 10円
	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき 10円
プリーツしつ け	1か所につき 9円		

4 効力発生の日

令和6年5月1日



令和6年2月16日

山形労働局長
小林 学 殿

山形地方労働審議会
会長 澤 邊 みさ子

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年1月11日付け山形労発基第0111第1号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け慎重に審議したところ別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

部会長 砂田 洋志
澤邊みさ子
本間 佳子

現 職

山形大学教授
東北公益文科大学教授
弁護士

家内労働者代表委員

出利葉康隆
紺野 美穂
納富 聡

U Aゼンセン山形県支部支部長
連合山形女性員会委員長
J AM南東北山形県連絡会会長

委託者代表委員

岩田 雅史
武田由美子
丹 哲人

山形商工会議所専務理事
株式会社パオラレディ取締役
(一社)山形県経営者協会専務理事

別 紙

山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

1 適用する家内労働者

山形県の区域内で、男子既製服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとの業務又は婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子既製服製造業に係るまとの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で
換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工 程	規 格	金 額
背 広 上 衣	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(30センチメートル)につき 41円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき 47円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき 155円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき 77円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 19円
	ベント止め	2本糸で×印のしつけ止め	1枚につき 11円
	背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 58円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 24円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 19円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
糸くず取り		1枚につき 45円	

ズ ボ ン	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 31円
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 12円
	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 12円
	天ぐ裏まつり		1本につき 12円
	シックまつり		1本につき 15円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 10円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 10円
	糸くず取り		1本につき 32円

(2) 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額
ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した
金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワ ン ピ ー ス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 13円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 15円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 11円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 11円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
	鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 13円
	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1か所につき 9円
	肩パット付け		1組につき 37円
	糸くず取り		1枚につき 20円

ブ レ ザ ー	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 15円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 22円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 16円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 17円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 12円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 12円
	根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円	
	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき 10円
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 13円
肩パット付け		1組につき 38円	
糸くず取り		1枚につき 22円	
コ ー ト	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 21円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 15円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 17円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 11円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 13円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 11円
	根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 13円	
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 13円
	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき 11円
	プリーツしつけ		1か所につき 10円
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 21円	
肩パット付け		1組につき 37円	
糸くず取り		1枚につき 26円	

ス カ ー ト	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21円
	かぎホック付 け	ウエスト用、前かん	1組につき 25円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 12円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 15円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
	鎖糸ループ付 け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 13円
	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき 10円
プリーツしつ け	1か所につき 9円		
ス ラ ッ ク ス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 21円
	かぎホック付 け	ウエスト用、前かん	1組につき 26円
	ボタン付け	根巻きあり、カボタンあり、2つ穴	1個につき 12円
		根巻きあり、カボタンあり、4つ穴	1個につき 15円
		根巻きあり、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10円
		根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
		根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10円
		根巻きなし、カボタンなし、4つ穴	1個につき 12円
	鎖糸ループ付 け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 10円
	ベント止め	×印のしつけ止め	1か所につき 10円
プリーツしつ け	1か所につき 9円		

4 効力発生の日

令和6年5月1日